

第97回定時総代会議案

| | | |
|-------|--|-----|
| 報告事項 | I. 2018年度事業報告の件…………… | 1頁 |
| | II. 2018年度貸借対照表、損益計算書及び 基金等変動計算書報告の件…………… | 34頁 |
| | III. 相互会社制度運営報告の件…………… | 46頁 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | 2018年度剰余金処分案承認の件…………… | 50頁 |
| 第2号議案 | 社員配当準備金分配の件…………… | 51頁 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件…………… | 62頁 |
| 第4号議案 | 評議員9名選任の件…………… | 67頁 |
| 第5号議案 | 取締役10名選任の件…………… | 68頁 |
| 第6号議案 | 監査役1名選任の件…………… | 74頁 |

(添付書類)

報告事項 I. 2018年度事業報告の件

2018年度

| |
|------------------------------|
| 2018年4月 1日から 2019年3月31日まで |
|------------------------------|

 事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当社は生命保険業免許にもとづき、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険などの生命保険の引受けを行うとともに、保険料として収受した金銭等の資産の運用として、有価証券投資、貸付、不動産投資などを行っております。また、生命保険業に付随する業務及び法定他業も行っております。

[経済情勢と業界動向]

2018年度のわが国経済は、年度前半は緩やかに回復したものの、年度後半は回復の動きに足踏みがみられました。個人消費は良好な雇用環境のもとで緩やかながらも回復傾向を辿り、設備投資は省力化や効率化に向けた需要の高まりなどから増加傾向を維持しましたが、米中貿易摩擦の影響などによる世界経済の成長ペース鈍化を受けて、輸出、生産は年度後半にかけて弱含みしました。海外経済については、年度前半は大型減税の効果もあって好調な米国をけん引役として、総じて堅調に推移しました。しかし、年度後半は米中貿易摩擦の影響などから中国の景気減速感が強まり、欧州は輸出の減速から緩慢な成長にとどまるなど、世界経済の成長ペースは鈍化しました。こうしたなか、6月、9月および12月に利上げを実施するなど金融政策の正常化を進めてきたFRB（米連邦準備理事会）や、12月に量的緩和政策を終了したECB（欧州中央銀行）は、ともに2019年内の政策金利の据え置きを示唆するなど、金融政策の正常化に慎重なスタンスへと転換しました。日本においては、2%の物価安定目標の達成が見通せないなか、7月末に日本銀行は現行の長短金利の水準を当分の間維持するとのフォワードガイダンスを導入したほか、長期金利の変動幅拡大を容認することとしました。

金融資本市場については、当初、総じて円安、株高傾向で推移した後、10月以降は世界経済の先行き懸念の高まりを背景に株価が急落するなど不安定な動きとなりましたが、年度末にかけては次第に落ち着きを取り戻しました。長期金利の指標となる10年国債利回りについては、日本銀行が金利変動幅の拡大を容認する姿勢を示したことなどから0.15%程

ことなどから12月末にかけて大きく下落し、日経平均株価で一時19,000円を割り込みましたが、1月以降はFRBの政策スタンスの転換や米中貿易交渉の進展期待などから値を戻し、前年度末を約200円下回る21,205円で期末を迎えました。為替レートについては、対ドルでは、12月に急速に円高・ドル安が進み、1月には薄商いのなかで瞬間的に104円台となる局面もありましたが、その後は円安・ドル高が進み、前年度末比約5円の円安となる111円程度で期末を迎えました。

生命保険業界においては、4月の標準生命表改定にともない、保障性商品の保険料率を改定する動きが見られました。また、長寿化や健康増進意識の高まりなどの社会環境の変化に対応して、認知症の発症に備える認知症保険や健康状態の測定結果に基づいて保険料を割り引く保険などの開発・販売が進められました。

保険販売面においては、外貨建ての貯蓄性商品や法人向け定期保険の販売に力を入れる会社も見受けられました。こうしたなか、外貨建ての貯蓄性商品については、お客さまからの苦情の増加を受けて、各社は募集補助資料を作成し実質的な利回りを表示するなどの見える化に取り組むほか、生命保険協会は全国銀行協会と改善策を検討するための連絡会を立ち上げました。また、法人向け定期保険においては、企業の節税を主目的とした商品設計や販売手法など生命保険会社としての姿勢が問われ、国税庁が課税上の公平性の観点から税務上の取扱いを見直す意向を示したことから、販売を休止する動きが広がりました。

6月には、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」が金融庁より公表されました。従来の「保険検査マニュアル」は2019年4月1日以降を目途に廃止される予定であり、検査・監督の進め方がチェックリスト型からプリンシプルベースに変わることによって、各社においても多様で主体的な創意工夫や横並びではない取組みが求められることとなります。この検査・監督基本方針を踏まえて「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」が10月に金融庁より公表され、リスクベースでの管理態勢へのさらなる取組みが求められております。

8月には、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」が金融庁より公表されました。また、2019年に予定されている政府間会合であるFATF(金融活動作業部会)による第4次対日相互審査を見据え、金融庁から保険業法第128条第1項に基づき、マネー・ローンダリング等への対応状況に関する報告徴求命令が出されました。各社においては、求められる対策と現状のギャップ分析を行うなど、生命保険業界においても引き続き態勢強化を進めております。

9月に金融庁から公表された「変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(平成30事務年度)」では、外貨建ての貯蓄性商品について、顧客自らのニーズに適った選択を行うために、販売時における適切な情報提供などの環境整備が重要との課題認識が示されました。また、2019年度における保険会社に対する取組みとして、リスク管理の高度化を促しつつ、資産・負債を経済価値ベースで評価する考え

方を検査・監督に取り入れるとともに、経済価値ベースのソルベンシー規制について、現下の経済環境における様々な意図せざる影響にも配慮しつつ、国際資本基準に遅れないタイミングでの導入を念頭に広範な議論を行っていくことなどが示されています。

〔事業の経過〕

こうした経営環境のもと、当社では、経営理念である『ご契約者の利益擁護』、『社会への貢献』及び『働く職員の自己実現』に基づき、役職員一人ひとりが「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら当社ならではのサービスや経験を創り出し、提供していくという「お客さま基点」をあらゆる発想や行動の原点とする『「お客さま基点」の業務運営方針』のもと、経営及び業務遂行に努めました。

また、「お客さま基点」を実践しうる人材育成への取組みとして、「人づくり基本方針」のもと、「自発」「独創」「利他」の3要件を備える人材の育成に注力しております。

加えて、超低金利環境が長期化するなか、お客さまのニーズの変化を捉えた商品開発・販売、資産運用の高度化及びE RM(統合的リスク管理)の推進に引き続き取り組んでおります。

① 100周年プロジェクト

当社は11月に創業95周年を迎えました。5年後の100周年に向けたフコク生命像である「THE MUTUAL」(ザ・ミューチュアル)というコンセプトのもと、100周年プロジェクトがスタートしました。「THE MUTUAL」とは、次の100年に向け進化させた次代の“相互扶助”のことです。そして、当社に関わるすべての人のつながりを深め支えあい真の“相互扶助”を体現する組織を目指す当社の決意でもあります。

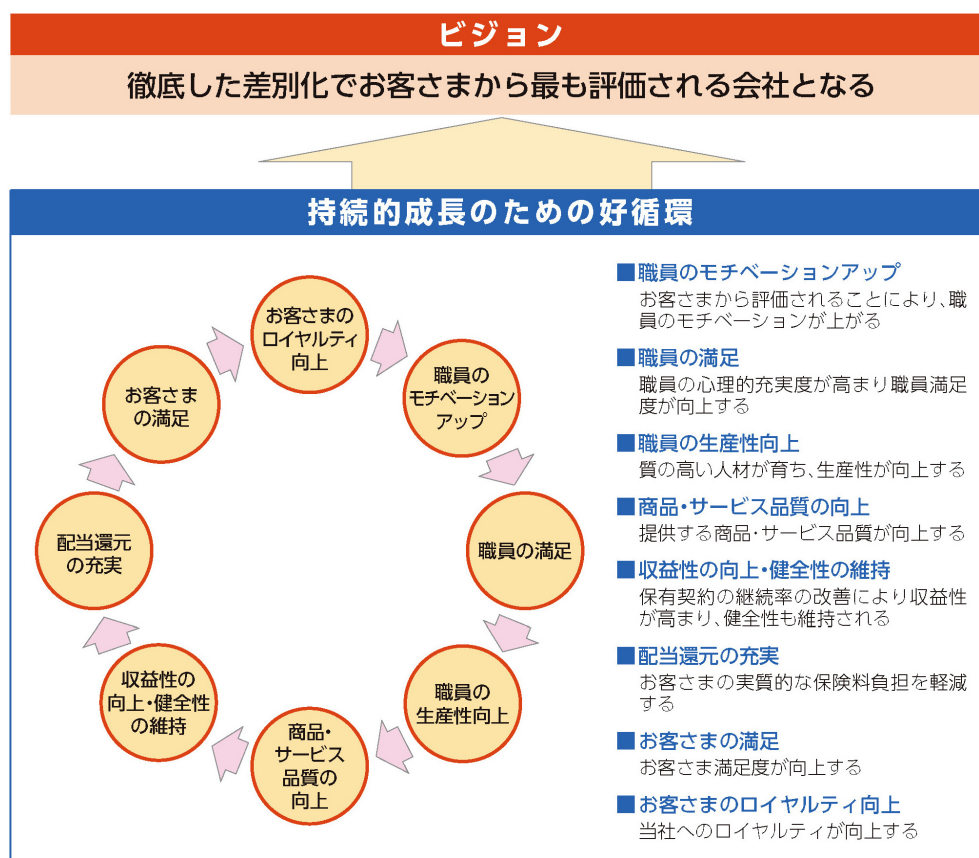
100周年プロジェクトでは、当社の職員が全国各地の「THE MUTUAL」を探し出し、ポスター(広告)やFacebook、Webサイトなどで発信する「FIND THE MUTUAL」という活動を行ってまいります。47都道府県62支社でリレーしながら、フコク生命の職員一人ひとりが中心となり、“次代の相互扶助”とは何かを考え、模索し、発信することで、フコク生命への共感の輪を大きく広げてまいります。また、俳優の斎藤工氏がアンバサダーに就任し、自身の経験や言葉を通して「THE MUTUAL」を伝えてまいります。

② 中期経営計画

「最大たらんよりは最優たれ」をDNAとする当社においては、質を重視した経営の差別化を一貫して実践しており、2018年度が最終年度となる今中期経営計画においては「徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社となる」をビジョンとしました。このビジョンに近づくために「持続的成長のための好循環」の構築に取り組み、「業務プロセスの質」や「職員一人ひとりの意識」を高めていくことを目指してまいりました。

「徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社となる」というビジョンの実現は道半ばではありますが、2016年度のスタート時から他者加入推奨意向割合の上昇、お客さま数の増加、外部調査会社による顧客満足度調査における業界内順位の上昇といった成果が表れました。一方、E S (従業員満足度)の向上をC S (お客さま満足度)の向上に結び付けていく「持続的成長のための好循環」の構築並びに、Face to Faceに拘っていくための前提となる営業職員の陣容及びコンサルティング力のさらなる強化については、引き続き課題と認識しており、2019年度から始まる次期中期経営計画においても主要テーマとして取り組んでまいります。

また、次期中期経営計画では、10年後のありたい姿である「お客さま満足度No.1の生保会社となる」という長期経営ビジョンの実現に向けた取組みも遂行してまいります。



③ 『「お客さま基点」の業務運営方針』の取組み

方針1. 「お客さま基点」の浸透・実践

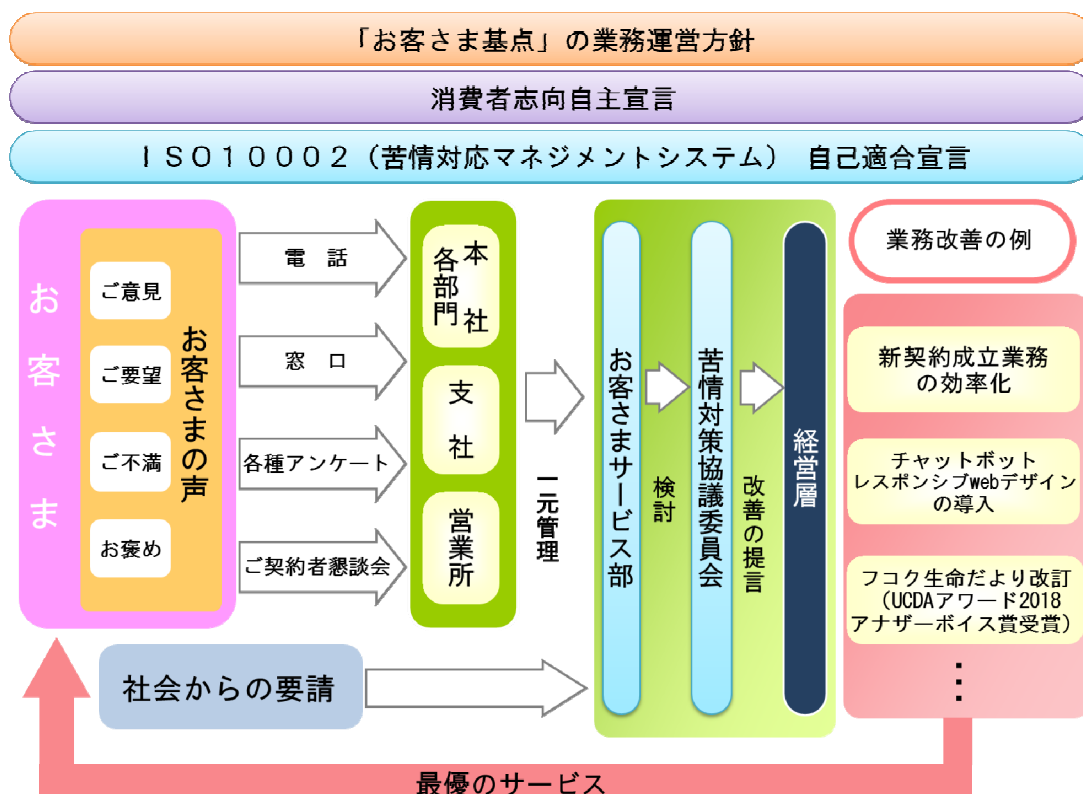
役職員が日常業務に取り組む姿勢や態度を表した行動原則「私たちのお客さま基点」のもと、「お客さま基点」の浸透・実践に取り組んでおります。

2017年6月に策定した『「お客さま基点」の業務運営方針』については振返りを行い、6月に取組結果を公表し、社内にも周知徹底を行いました。

「お客さま基点」を価値観として行動できるように「気づき」や「自覚」を促すことを目的として、全職員を対象に研修を行う「お客さま基点活動」を2018年度も実施し、「お客さま基点」を最も大切にしなければならないあらゆる企業活動の原点としていくことを改めて確認しました。

コンプライアンスについては法令の遵守とのみ理解するのではなく、生命保険業の公共性を踏まえ、広く社会からの要請に応えることが「お客さま基点」に通じるとの認識のもと、コンプライアンスに関する研修・教育を実施しました。

方針2. お客さまの「声」を経営改善に活かす取組み



お客さまの「声」や社会からの要請を経営に活かしていくことにより、「お客さま基点」での最優のサービスを提供し、お客さまからのさらなる満足と信頼につながる活動に取り組んでおります。

具体的には、申込みや告知を画面上で行うペーパーレス手続きにより申込内容のデータ化を図ったことで、新契約成立業務が効率化され、お客さまにより早く保険証券をお届けすることが可能となりました。また、2018年1月に「告知入力のご案内」を作成したことに続き、4月に照会受付窓口「告知照会専用ダイヤル」を新規に設置しました。告知に関する専門知識を有するオペレーターを配置し、ご不明点に対する回答の正確性の向上を図り、正しく告知いただくためのサービス体制をさらに強化しました。

当社ホームページについては、4月に「よくあるご質問」の中で特に照会の多い内容についてチャットボットを本格導入しました。11月には、レスポンス Web デザインを導入し、タブレット、スマートフォンなどからの閲覧に対応しました。これにより、12月以降のお手続きに関する照会などのアクセス数は前年同期比1.6倍に増加しました。

毎年8月に全てのご契約者に送付している契約内容などをお知らせする冊子「フコク生命だより」は、お客さまの「声」を参考に大幅刷新した結果、10月に開催された一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が主催する「UCDAアワード 2018」の生命保険分野において、特に生活者からの評価が高いコミュニケーションデザインに与えられる「アナザーボイス賞」を受賞しました。

方針3. お客さまのニーズに対応した責任ある最適な保険商品・サービスの提供

主契約がなく、特約同士の自由な組み合わせにより保障内容を構築できる主力商品「未来のとびら」を中心に、お客さま一人ひとりのニーズにあわせて必要な保障を必要な分だけ確保できるように柔軟性の高い商品体系の構築を進めております。

10月には、「未来のとびら」に付加できる新たな特約として、「あんしんケアダブル」(介護終身年金特約<認知症加算型>)を発売しました。この特約は、公的介護保険制度の要介護2以上など所定の要件に該当した場合に、一生涯にわたって年金を支払い、さらに所定の重度認知症に該当しているときには年金額を50%加算する仕組みとしております。これにより、介護期間が長期に及ぶ場合でも介護にかかる費用を確実にカバーすることを可能とするとともに、認知症への手厚いサポートも実現しました。

また、この特約の発売にあわせて、厚生労働省が推進する「認知症サポーターキャラバン事業」への取組みを開始しました。全国自治体等が実施する「認知症サポーター養成講座」の受講を全社で推進し、認知症について正しい知識を身につけることで、認知症高齢者等にやさしい地域づくりにも貢献できるよう努めております。

商品のご提案にあたっては、携帯情報端末「PlanDo」を活用したFace to Faceによるきめ細かなコンサルティングセールスを実践しております。「PlanDo」に搭載した提案ツール「ライフコンパス」により、ライフステージにあわせた必要保障額のシミュレーションを行いながら、お客さまの状況に即した最適なプランを設計・提案するよう努めております。

企業保険分野においても、企業の福利厚生制度に関するコンサルティングを実施し、お

客さまの多様なニーズに応じた商品・サービスの提案を行っております。

10月には、企業・団体向け医療保険「メディカルHOP E」(新団体医療保険)を発売しました。この商品は、日帰り入院にも対応した入院保障と公的医療保険制度にリンクした手術保障を備え、さらに3大疾病に対し一時金を支払う特約を付加することにより充実した保障を提供します。一方、保険料については、従来商品よりも保障内容を充実させつつ、保険料体系を見直すことで、より加入しやすい水準に設定しました。

また、がんに対する入院給付金が倍額となる「がん入院倍額型」、保障範囲を入院のみに限定し保険料を抑えた「入院限定型」と複数の保障タイプを設け、1入院の支払限度日数についても「60日型」、「120日型」から選択できるようにしました。これらにより企業・団体の幅広い福利厚生ニーズに対してよりきめ細かな保障の設計・提案を可能としました。

方針4. お客さまへの情報提供の充実

商品パンフレットのほか、保険商品に関連する死亡・疾病罹患データなどの情報をシリーズ化した資料「データNAVI」や「がん基礎知識と解説」、「ちょうどいい安心の考え方」などの冊子を適宜ご提供し、お客さまが正しい情報に基づいて保険商品を選択できるよう努めております。

10月の新特約「あんしんケアダブル」(介護終身年金特約<認知症加算型>)の発売にあたっては、認知症についてわかりやすく解説した冊子を作成しました。若年性認知症についてのくわしい説明と認知症になったときに受けることができる公的支援など、お客さまへの有益な情報の提供にも積極的に取り組んでおります。

また、当社は相互会社として、配当還元の充実を通じてお客さまの実質的な保険料負担の軽減を図ることを重視しております。「社員配当」の仕組みなどを解説する動画を作成し、ホームページでの公開に加えて、お客さまアドバイザーが携帯する情報端末「PlanDo」を利用しお客さまとともに視聴できるようにするなど、様々な媒体を用いた情報提供に努めております。

方針5. お客さまの立場にたったアフターサービスの充実

ご加入から保険金・給付金のお支払に至るまで、あらゆるお客さまとの接点において、「お客さま基点」のもと、さらなるご安心につながるよう取り組んでおります。

お客さまにご契約いただいた後の各種お手続きの一部については、営業所で受付後に支社で処理していましたが、10月より段階的に本社で集中的に処理することにより効率化を図りました。同時に、重複していた点検項目や検印を見直すことで、事務の総作業量を削減しました。また、ご提出いただいた書類の不備等について、本社で把握できることから、不備が多い手続きを改善し、より簡潔でわかりやすい手続きにつなげてまいります。

担当者が退職したお客さまに対して、定期的なアフターサービス活動を専門に行う「お

客さまサービス担当」を全国に 248 名配置しております。7 月に移動手段としてバイクに代わり約 120 台の軽自動車を導入しました。これにより、支社・営業所から遠方にお住まいのお客さまに対し、アフターサービスのさらなる充実を図りました。

また、お客さまの申出、解約、保険金・給付金などの手続きを正確かつ迅速に行うため、7つの重点指標を定めて取り組み、お客さま満足度向上に努めております。

前年度に、障がいをお持ちのお客さまなどへ対応する際の配慮事項を追加し、代読ルールを整備したことを踏まえ、4 月に「バリアフリーガイドブック」を改訂し、配慮が必要なお客さまへの適切な対応を実践するために全役職員に配付しました。また、毎年 8 月に全てのご契約者に送付している契約内容などをお知らせする冊子「フコク生命だより」の封筒に点字を表記し、視力に障がいをお持ちのお客さまが内容物を確認できるよう配慮しました。

70 歳以上のお客さまからの入電について音声ガイダンスを省略して直接コミュニケーターにつながる「クイックライン」は、前年度のご利用実績を上回っており、高齢のお客さまに対するアフターサービス向上が図られております。

方針 6. お客さまの利益を最優先とした資産運用の実践

超低金利環境が長期化するなか、適切なリスクテイクによって安定した収益性を維持するための取組みを強化すべく機構改正を実施しました。クレジット投資の効率化を図るため企業向け貸付と内外の社債投資の所管を集約し、リスク・リターン効率に優れた案件への投融資を拡充したほか、最近の外貨建資産の占率の高まりを踏まえ、より機動的かつ効率的なヘッジオペレーションを実現すべく専門のグループを新設し、為替リスクの適切なコントロールに努めました。

資産運用の中心である内外の公社債については、国内金利が低位にとどまるなか円貨建公社債への投資は引き続き抑制し、外貨建公社債へ資金を配分しました。外貨建公社債については、上半期は為替市場の動向を睨みながら、相対的に金利水準の高い米ドル建てを中心に為替ヘッジを付さないオープン外債を積み増しましたが、金融資本市場の先行き不透明感が一段と強まった下半期は、オープン外債の積増しを抑制し、為替ヘッジに係るコストが安価なユーロ建てのヘッジ付外債を購入したほか、既保有のオープン外債に為替ヘッジを付すなど為替リスクを圧縮しました。また、国内株式については、これまでの株価上昇による占率の高まりを受けリバランスを行う計画のもと、含み益が大幅に増加した銘柄の一部を売却しました。

加えて、国連責任投資原則(PRI)の署名機関として、収益性を確保しつつ持続可能な社会の実現に貢献するため注力しているESG投融資については、開発途上国の貧困削減を目的とする債券への投資や再生可能エネルギープロジェクトへの融資などを行いました。

また、スチュワードシップ活動については、主要投資先企業との「目的を持った対話」

において、中長期的視点から状況の把握と認識の共有を図るとともに、企業価値向上に資するべく提言を行いました。対話の実施状況や議決権の行使などについて、社外委員を委員長とする「スチュワードシップ委員会」にて審議するとともに、活動全般にわたる議論を通じスチュワードシップ活動の実効性のさらなる向上に努めました。

こうした取組みのほか、提携先であるペイデン&リゲル社をはじめとする外部運用機関へのトレーニー派遣などを通じ、機関投資家としての目利き力強化に努めるとともに、資産運用の高度化を实践しうるグローバルな視野を持った人材の育成に積極的に取り組んでおります。

資産運用収益の中心である利息及び配当金等収入については、外国株式等の配当金が減少したものの、残高の積増しなどによる外貨建公社債利息の増加などが寄与し、売買目的有価証券分を含む合計額で前年対比 5 億円増加の 1,554 億円と 1992 年度以来 26 年ぶりに過去最高を更新しました。利息及び配当金等収入が増加したほか、リバランスに伴う国内株式の売却などにより有価証券売却益が増加した一方、外貨建公社債を中心に有価証券売却損が増加したことなどから、資産運用収支は前年対比 8 億円増加の 1,348 億円となりました。

有価証券の含み益については、株価の下落などにより国内株式の含み益は減少したものの、内外金利の低下や対米ドルでの円安進行などにより公社債や外国証券の含み益が増加したことなどから、前年対比 230 億円増加の 7,855 億円となりました。また、土地の含み益は、同 167 億円増加の 1,454 億円となりました。

方針 7. 利益相反の適切な管理

「利益相反管理のための基本方針」及び「利益相反管理規程」を定め、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引について適切な管理を行っております。

投資先企業に対する議決権の行使を含むスチュワードシップ活動については、より厳格な利益相反管理が必要との認識のもと、「スチュワードシップ責任を果たすにあたり管理すべき利益相反についての方針」を別途定め、お客さまの利益を第一として行動しております。

お客さまからの信頼や安心感をより確保することが求められているなか、利益相反管理の実効性や透明性を確保するよう引き続き努めてまいります。

方針 8. 「お客さま基点」を实践できる人づくり

創業理念のさらなる浸透を通じ、「お客さま基点」を实践できる人づくりに取り組んでおります。具体的には、創業に込められた「ご契約者本位」という想いを感じ取り、この想いが脈々と受け継がれ、現在の「お客さま基点」という価値観につながっていることを意識し行動できるよう、研修の充実を図りました。あわせて、「あらためて、今の自分ができる

お客さま基点の行動とは何か」を参加者に考えてもらう場づくりとして、社長自らが「お客さま基点」への想いを直接語る「車座ミーティング」を継続実施しました。

さらに、お客さまのご意向を踏まえたコンサルティングのさらなる実践に向け、ファイナンシャル・プランナー資格の取得推進を行うなど、Face to Faceの対面販売を担うお客さまアドバイザーの育成に注力しました。

また、女性活躍をはじめとし、多様な人材が活躍できるよう、ダイバーシティ(多様性)を意識した人づくりに取り組みました。

④ コンプライアンス態勢

コンプライアンスに関する社内規程を適宜見直すとともに、全役職員に対しコンプライアンス・プログラムに基づいた実践的な教育を継続して実施するなど、コンプライアンス態勢を整備・強化しております。さらに、本社・支社・営業所の点検・指導の徹底や、各種資格取得の推進などを通して、コンプライアンス意識や知識のさらなる向上と不適正事象の防止に努めました。

10月に金融庁より公表された「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」において、リスクベースでの管理態勢へのさらなる取り組みが求められており、当社においても、「内部統制システムの基本方針」を改正し、コンプライアンスが経営の根幹をなすものであるとの認識のもと、コンプライアンス・リスク管理態勢の整備や問題事象の未然防止に向けた取り組みを推進してまいります。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関しては、8月に金融庁から公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」を踏まえ、求められる対策と当社における現状のギャップ分析を行いました。2019年に予定されているFATF(金融活動作業部会)への対応を見据え、今後、必要な追加対策を検討実施するなど、さらなる態勢充実に向けて取り組んでまいります。

また、反社会的勢力については、一切の関係を遮断するため取引毎に相手方が反社会的勢力に該当しないことを確認しており、引き続き反社会的勢力との取引の未然防止を図ってまいります。

⑤ リスク管理態勢

リスク管理については、統合的な管理を行うリスク管理委員会と、保険引受リスク・資産運用リスク・事務リスク・システムリスク・大規模災害や情報漏えいなどのリスクに応じた管理を行う5つの下部各委員会及び主にストレステストとグループリスクに係る専門的な検討を行うリスク管理専門委員会による管理態勢のもと、自己資本、リスク及びリターンの一体的管理を推進しており、適切なリスクテイクによる好循環の実現を目指しており

ます。

また、商品戦略や販売戦略、ALM(資産・負債の総合管理)戦略などの経営の意思決定に資する戦略的リスク管理を引き続き推進するとともに、外部環境の不確実性の高まりを受けて、万が一の場合の即応を念頭にリスク管理態勢の強化を図りました。具体的には、経済価値ベースの資本充足率(ESR)を四半期ごとに算定するとともに、主要な経済指標に関する感応度分析を実施し、市場環境の変化に対して機動的に対応できる態勢としました。また、長引く超低金利環境において安定した収益力を確保するためのリスクテイクにあたって、為替リスクの適切なモニタリングを行うべく、金利の変動と為替レートの変動との相関性を日次で評価・分析する態勢としました。あわせて、国内政治の混乱や米国の保護主義政策強化といった金融市場全体に影響するストレス事象について、ストーリー性のあるシナリオのもとストレステストを行うとともに想定される経営のアクションとその効果を測定し、ストレス事象発生に備えた対応について検討を行いました。さらに、サイバーセキュリティ管理態勢に係る第三者評価を実施し、そこで報告された重要度の高い発見事項及び改善提言に対して今後の対応を検討し、システムリスク管理計画に追加しました。このほか、エマージングリスクとして東京都において大規模水害が発生したケースを想定し、その影響及び発災時の対応についてまとめました。

リスクとソルベンシーの自己評価(ORSA)については、低金利下におけるリスク選好の在り方を整理し、自己資本の充実状況を踏まえて、自己資本、リスク及びリターンの一体的管理と親和性の高いサープラス型ALMを引き続き実践していくことを確認するとともに、健全性指標の充足状況やリスク・リターン効率指標の活用状況を評価しました。なお、当社が活用しているリスク・リターン効率指標である「Economic IRR」について、6月にベルリンで開催された第31回国際アクチュアリー会議(ICA)で発表を行い、同学術委員会より高い評価を得ました。

引き続き自己資本、リスク及びリターンの一体的管理のさらなる推進とERM態勢のさらなる強化を図ってまいります。

⑥ 経営の健全性の確保及び配当還元の実施

保険会社の健全性を示す指標については、保険金等の支払余力を示すソルベンシー・マージン比率が1,189.7%、時価ベースの実質的な自己資本である実質資産負債差額が1兆7,795億円となり、十分な水準を確保しております。

保険金支払能力については、格付投資情報センターより「AA-」(格付けの方向性/安定的)、スタンダード&プアーズより「A」(アウトルック/安定的)、ムーディーズより「A2」(格付けの見通し/安定的)の格付けを取得しております。また、非依頼信用格付ではありますが、中核的な自己資本が増加基調で推移していることが評価され、日本格付研究所の格付けが「A+p」から「AA-p」に格上げとなっております。

自己資本の充実については配当還元とのバランスをみながら内部留保の積上げを第一義

とし、適時、外部調達を行うことを基本方針としております。当期においては、危険準備金173億円、価格変動準備金154億円及び追加責任準備金83億円の積増しを行いました。

配当還元についてはご契約者の期待を踏まえてさらなる充実に努めており、保険料の割引ではなく保険金や給付金の支払実績等に応じた配当により、実質的な保険料負担の軽減を図っております。当社は健康志向の高まりを先取りし、入院給付金のお支払いが無い医療保険のご契約者に対する配当(健康配当)を2005年度決算より導入しており、2018年度決算では本配当の増配を実施する予定です。これにより個人保険分野の増配は7年連続となります。

⑦ コーポレートガバナンス基本方針の実行

相互会社である当社は、コーポレートガバナンス・コードの直接の対象ではありませんが、当社のコーポレートガバナンスに対する考え方及びその充実に向けた取組みを広くご理解いただくために、コーポレートガバナンス基本方針を制定しております。

当社は、実効的かつ効率的なコーポレートガバナンスを実現するために、基本方針を踏まえて取締役会の実効性評価を行うなど、ご契約者の負託に応え、保険金や給付金等を確実にお支払いするという責務を果たしてまいります。

[事業の成果]

以上の結果、2018年度の業績の概要は次のとおりとなりました。

① 保有契約の状況

当期末の保険金額にもとづく契約高については、個人保険及び個人年金保険の新契約高が1兆5,660億円(前年対比11.7%増)、減少契約高が1兆8,394億円(前年対比4.2%減)となり、年度末保有契約高は25兆1,603億円(前年対比1.1%減)となりました。団体保険の年度末保有契約高は17兆3,064億円(前年対比1.4%増)、団体年金保険の年度末保有契約高は2兆1,890億円(前年対比0.4%増)となりました。

当期末の年換算保険料については、個人保険及び個人年金保険の新契約が152億円(前年対比1.4%減)、年度末保有契約が3,964億円(前年対比2.0%減)となりました。このうち医療保障・生前給付保障等は、新契約が74億円(前年対比3.4%減)、年度末保有契約が1,120億円(前年対比1.2%増)となりました。

【保険金額】

(単位:億円, %)

| | | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度(当期) | |
|---------------------------------|----------|---------|---------|---------|------------|-------|
| | | | | | | 増減率 |
| 個人保険 (保障額) | 年度始保有契約高 | 236,846 | 234,174 | 231,606 | 227,653 | △ 1.7 |
| | 新契約高 | 16,316 | 15,601 | 13,814 | 15,445 | 11.8 |
| | 減少契約高 | 18,987 | 18,170 | 17,767 | 17,018 | △ 4.2 |
| | 年度末保有契約高 | 234,174 | 231,606 | 227,653 | 226,080 | △ 0.7 |
| 個人年金保険 (年金原資 及び 責任準備金) | 年度始保有契約高 | 28,718 | 27,833 | 27,903 | 26,684 | △ 4.4 |
| | 新契約高 | 1,009 | 1,582 | 211 | 215 | 1.9 |
| | 減少契約高 | 1,893 | 1,512 | 1,429 | 1,376 | △ 3.7 |
| | 年度末保有契約高 | 27,833 | 27,903 | 26,684 | 25,523 | △ 4.4 |
| 個人保険 + 個人年金保険 | 年度始保有契約高 | 265,564 | 262,008 | 259,509 | 254,338 | △ 2.0 |
| | 新契約高 | 17,325 | 17,184 | 14,025 | 15,660 | 11.7 |
| | 減少契約高 | 20,881 | 19,683 | 19,196 | 18,394 | △ 4.2 |
| | 年度末保有契約高 | 262,008 | 259,509 | 254,338 | 251,603 | △ 1.1 |
| 団体保険 (保障額) | 年度末保有契約高 | 169,723 | 171,515 | 170,732 | 173,064 | 1.4 |
| 団体年金保険 (責任準備金) | 年度末保有契約高 | 21,189 | 21,567 | 21,803 | 21,890 | 0.4 |

(注)1. 個人保険+個人年金保険の「新契約高」には、転換による純増加額を含んでおります。

2. 個人保険+個人年金保険の「減少契約高」は、満期・死亡・解約・失効・減額等による減少額の合計を記載しております。

【年換算保険料】

(単位:億円, %)

| | | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度(当期) | |
|---------------------|---------|--------|--------|--------|------------|-------|
| | | | | | | 増減率 |
| 個人保険 | 新契約 | 200 | 212 | 148 | 146 | △ 1.5 |
| | 年度末保有契約 | 2,748 | 2,779 | 2,747 | 2,724 | △ 0.8 |
| 個人年金保険 | 新契約 | 34 | 50 | 6 | 6 | 0.1 |
| | 年度末保有契約 | 1,322 | 1,343 | 1,296 | 1,240 | △ 4.3 |
| 個人保険 + 個人年金保険 | 新契約 | 234 | 263 | 154 | 152 | △ 1.4 |
| | 年度末保有契約 | 4,071 | 4,123 | 4,043 | 3,964 | △ 2.0 |
| うち医療保障・ 生前給付保障等 | 新契約 | 70 | 78 | 77 | 74 | △ 3.4 |
| | 年度末保有契約 | 1,075 | 1,091 | 1,107 | 1,120 | 1.2 |

(注)1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「うち医療保障・生前給付保障等」については、医療保障(入院、手術等)、生前給付保障(介護、生活障害等)、保険料払込免除(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

3. 新契約には、転換による純増加を含んでおります。

② 収支の状況

経常収益では、保険料等収入は団体年金保険の保険料が減少したことにより5,256億円(前年対比7.3%減)となりました。また、資産運用収益は1,834億円(前年対比5.7%増)となり、そのうち利息及び配当金等収入は1,511億円(前年対比1.3%増)となりました。

経常費用では、保険金等支払金は4,679億円(前年対比6.6%減)、責任準備金等繰入額は364億円(前年対比18.4%減)、資産運用費用は485億円(前年対比22.6%増)、事業費は906億円(前年対比2.5%増)となりました。

この結果、経常利益は533億円(前年対比5.6%減)となりました。

経常利益に、特別利益及び価格変動準備金繰入額154億円などの特別損失を加減し、さらに法人税等合計を6億円計上した結果、当期純剰余は368億円(前年対比9.9%減)となりました。これに前期繰越剰余金などを加えて当期末処分剰余金は606億円(前年対比6.1%減)となりました。

剰余金処分案においては、社員配当準備金346億円、基金償却準備金20億円などをあわせて368億円を処分し、残額237億円を次期へ繰り越すこととしております。

また、保険本業の収益力を示す指標の一つである基礎利益は912億円(前年対比6.4%減)となりました。

(単位:億円, %)

| | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度(当期) | |
|---------------|--------|--------|--------|------------|-------|
| | | | | | 増減率 |
| 経常収益 | 8,143 | 7,431 | 7,497 | 7,183 | △4.2 |
| うち 保険料等収入 | 6,180 | 5,744 | 5,672 | 5,256 | △7.3 |
| うち 資産運用収益 | 1,866 | 1,601 | 1,736 | 1,834 | 5.7 |
| 経常費用 | 7,539 | 6,890 | 6,932 | 6,649 | △4.1 |
| うち 保険金等支払金 | 5,905 | 4,891 | 5,011 | 4,679 | △6.6 |
| うち 責任準備金等繰入額 | 93 | 492 | 446 | 364 | △18.4 |
| うち 責任準備金繰入額 | 93 | 491 | 446 | 353 | △20.7 |
| うち 資産運用費用 | 478 | 445 | 396 | 485 | 22.6 |
| うち 事業費 | 865 | 872 | 884 | 906 | 2.5 |
| 経常利益 | 603 | 541 | 564 | 533 | △5.6 |
| 特別利益 | 95 | 2 | 2 | 0 | △77.9 |
| 特別損失 | 222 | 144 | 140 | 158 | 13.0 |
| うち 価格変動準備金繰入額 | 217 | 141 | 133 | 154 | 16.1 |
| 当期純剰余 | 415 | 366 | 408 | 368 | △9.9 |
| 当期末処分剰余金 | 655 | 604 | 645 | 606 | △6.1 |
| 基礎利益 | 923 | 889 | 974 | 912 | △6.4 |

③ 資産・負債等の状況

当期末の総資産は579億円増加し、6兆6,845億円(前年対比0.9%増)となりました。このうち、有価証券は5兆5,678億円(前年対比2.0%増)となり、貸付金は5,611億円(前年対比5.5%減)となりました。

負債の部では、責任準備金は353億円増加し、5兆6,135億円(前年対比0.6%増)となりました。このうち、追加責任準備金については83億円を積み増し、872億円(前年対比10.6%増)となり、危険準備金については173億円を積み増し、2,044億円(前年対比9.3%増)となりました。価格変動準備金は154億円を積み増し、1,112億円(前年対比16.2%増)となりました。

純資産の部は、5,966億円(前年対比0.9%増)となりました。

(単位:億円, %)

| | 2015年度末 | 2016年度末 | 2017年度末 | 2018年度(当期)末 | |
|-----------------|---------|---------|---------|-------------|------|
| | | | | | 増減率 |
| 資産の部 | 64,898 | 65,656 | 66,266 | 66,845 | 0.9 |
| うち 有価証券 | 50,917 | 53,696 | 54,587 | 55,678 | 2.0 |
| うち 公社債 | 26,871 | 28,725 | 28,476 | 28,037 | △1.5 |
| うち 株式 | 5,943 | 6,795 | 7,680 | 6,961 | △9.4 |
| うち 外国証券 | 17,221 | 17,227 | 17,355 | 19,536 | 12.6 |
| うち 貸付金 | 6,936 | 6,277 | 5,937 | 5,611 | △5.5 |
| うち 不動産 | 2,128 | 2,144 | 2,136 | 2,125 | △0.5 |
| 負債の部 | 58,828 | 59,824 | 60,351 | 60,879 | 0.9 |
| うち 責任準備金 | 54,843 | 55,335 | 55,781 | 56,135 | 0.6 |
| うち 追加責任準備金 | 805 | 726 | 788 | 872 | 10.6 |
| うち 危険準備金 | 1,505 | 1,710 | 1,870 | 2,044 | 9.3 |
| うち 社債 | 1,419 | 1,919 | 1,919 | 1,919 | 0.0 |
| うち 価格変動準備金 | 682 | 824 | 957 | 1,112 | 16.2 |
| 純資産の部 | 6,069 | 5,831 | 5,914 | 5,966 | 0.9 |
| うち 基金の総額 | 1,160 | 1,160 | 1,160 | 1,160 | 0.0 |
| うち 剰余金 | 1,482 | 1,294 | 1,355 | 1,336 | △1.4 |
| うち その他有価証券評価差額金 | 3,384 | 3,335 | 3,356 | 3,427 | 2.1 |

〔会社が対処すべき課題〕

当社は、「ご契約者本位」という想いのもと、相互会社として創業されました。この想いは、創業以来変わらぬ経営理念である「ご契約者の利益擁護」、そして価値観である「お客さま基点」に引き継がれております。

デジタル経済が進展しIT化が進めば進むほど、人間はハイタッチ(人間的な触れ合い)を求めるようになっていと言われており、お客さまアドバイザーが地域に密着してFace to Faceの活動をしていくことの重要性はさらに増していくと思われまます。当社では、この活動を通じて、「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながらサービスや経験を創り出し、提供していくという「お客さま基点」を徹底していくことが、結果として最大の差別化につながるものと考えております。『「お客さま基点」の業務運営方針』に基づく取組みの継続的な改善を図りながら、「お客さま基点」の実践に努めてまいります。

当社を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、中期経営計画のビジョンである「徹底した差別化でお客さまから最も評価される会社となる」ためには、これまでどおり経営の健全性を確保していくことが不可欠であると考えております。特に、超低金利環境が長期化するなか、保険販売面及び資産運用面での対応は大きな課題であると認識しております。こうした認識のもと、自己資本、リスク及びリターンの一体的な管理をさらに推進し、お客さまのニーズの変化を捉えた商品開発・販売、資産運用及びリスク管理の高度化などに引き続き取り組んでまいります。

また、当社は、保険会社として「いかなることがあっても保険金等を確実にお支払いすること」が最も重要な責務であると考えております。そのためには内部留保の積上げを図るとともに必要に応じて外部からの資本調達を行うことにより、外部環境の変化に対して頑強な自己資本を構築することが必要です。同時に、お客さまの実質的な保険料負担を軽減すべく、配当還元さらなる充実を図ることが相互会社としての使命であると考えております。

加えて、2019年度から始まる次期中期経営計画においては、「長期経営ビジョン(お客さま満足度No. 1の生保会社となる)の実現」に向け、①人口動態の変化に対応した国内市場における持続可能なビジネスモデルの構築、②他社(異業種)との連携・協業による差別化された商品・サービスの提供、③Face to Faceを引き続き行っていくためのIT投資の3つの具体的課題に取り組んでまいります。あわせて、引き続き「持続的成長のための好循環」を作り上げることで、一時的ではなく年輪を重ねていくような着実な成長を果たしてまいります。生命保険とはお客さまの一生にわたる、さらには世代を超える約束であり、終わりのない仕事です。お客さまとの約束を守るためには、いかなることがあっても会社を存続させ、成長していく必要があります。そのためにも次期中期経営計画の取組みにより、お客さまそして保有契約を増やすことを目指してまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 (当期) |
|----------------------------|-------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 年 度 末 契 約 高 | 個 人 保 険 | 億円 234,174 | 億円 231,606 | 億円 227,653 | 億円 226,080 |
| | 個 人 年 金 保 険 | 27,833 | 27,903 | 26,684 | 25,523 |
| | 団 体 保 険 | 169,723 | 171,515 | 170,732 | 173,064 |
| | 団 体 年 金 保 険 | 21,189 | 21,567 | 21,803 | 21,890 |
| | そ の 他 の 保 険 | 354 | 359 | 364 | 366 |
| | | 百万円 | 百万円 | 百万円 | 百万円 |
| 保 険 料 等 収 入 | | 618,073 | 574,427 | 567,210 | 525,605 |
| 資 産 運 用 収 益 | | 186,642 | 160,197 | 173,641 | 183,473 |
| 保 険 金 等 支 払 金 | | 590,510 | 489,162 | 501,181 | 467,917 |
| 経 常 利 益 | | 60,344 | 54,113 | 56,469 | 53,315 |
| 当 期 純 剰 余 | | 41,551 | 36,674 | 40,868 | 36,834 |
| 社 員 配 当 準 備 金 繰 入 額 | | 35,236 | 34,592 | 38,630 | 34,671 |
| 総 資 産 | | 6,489,815 | 6,565,647 | 6,626,609 | 6,684,576 |

- (注) 1. 個人年金保険の年度末契約高については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資、年金支払開始後契約の責任準備金及び個人年金保険に付加されている定期保険特約等の金額の合計を記載しております。
2. 団体年金保険の年度末契約高については、責任準備金を記載しております。
3. その他の保険の年度末契約高については、財形保険・財形年金保険・医療保障保険・団体就業不能保障保険・受再保険の契約高の合計を記載しております。

(3) 支社等及び代理店の状況

| 区 分 | | 前 期 末 | 当 期 末 | 当期増減 (△) |
|-------|--|---------|---------|----------|
| 支 社 | | 店 62 | 店 62 | 店 0 |
| 営 業 部 | | 10 | 10 | 0 |
| 営 業 所 | | 467 | 467 | 0 |
| 計 | | 539 | 539 | 0 |
| 代 理 店 | | 1,220 | 1,161 | △ 59 |

(4) 使用人の状況

| 区 分 | 前期末 | 当期末 | 当 期 増減(△) | 当 期 末 現 在 | | |
|---------|------------|------------|--------------|-----------|-------------|-------------|
| | | | | 平均年齢 | 平均勤続 年 数 | 平均給与 月 額 |
| 内 務 職 員 | 名 2,872 | 名 2,871 | 名 △1 | 歳 44.8 | 年 15.8 | 千円 350 |
| 営 業 職 員 | 9,782 | 9,818 | 36 | 44.0 | | |

(5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(7) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

| | | |
|---------|------------|-------|
| 設備投資の総額 | 保険及び保険関連事業 | 6,578 |
| | 資産運用関連事業 | 4,951 |

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

| 内 容 | 金 額 | |
|------------------------------|------------|-------|
| 投資用不動産（建物）の改修 （東京都千代田区所在） | 保険及び保険関連事業 | 200 |
| | 資産運用関連事業 | 2,669 |

(8) 重要な子会社等の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要な事業内容 | 設立年月日 | 資本金 | 当社が有する子会社等の議決権比率 |
|----------------------------------|---|---|-----------------|------------------|------------------|
| 株式会社 富国保険エージェンシー | 東京都千代田区内幸町 二丁目2番2号 | 損害保険・生命 保険の募集業務 | 1952年 10月1日 | 百万円 10 | % 87.6 |
| 株式会社 富国収納サービス社 | 千葉県印西市大塚 二丁目10番地 | 生命保険料の収 納業務 | 1980年 10月20日 | 百万円 10 | % 92.5 |
| 富国生命投資顧問 株式会社 | 東京都千代田区内幸町 一丁目3番1号 | 金融商品に係わ る投資運用業務 及び投資助言業 務 | 1986年 7月24日 | 百万円 498 | % 99.0 |
| 富国生命 インシュアランスサポート 株式会社 | 東京都千代田区内幸町 二丁目2番2号 | 生命保険の募集 に関する業務の 受託 | 1994年 4月1日 | 百万円 50 | % 100.0 |
| 富国ビジネスサービス 株式会社 | 千葉県印西市大塚 二丁目10番地 | 当社印刷物の作 成・発送業務の 受託、物品の斡 旋・販売業務 | 1995年 12月1日 | 百万円 50 | % 100.0 |
| フコクしんらい生命保険 株式会社 | 東京都新宿区西新宿 八丁目17番1号 | 生命保険業 | 1996年 8月8日 | 百万円 35,499 | % 89.6 |
| フコク情報システム 株式会社 | 東京都千代田区東神田 一丁目7番8号 (千葉県印西市大塚 二丁目10番地) | コンピュータシ ステム及び情報 通信システムの 企画・設計・開 発・保守・運用 管理業務 | 2002年 4月1日 | 百万円 300 | % 60.0 |
| 富国生命 インターナショナル(英国) 株式会社 | 3rd Floor, Baltic Exchange, 38 St. Mary Axe, London, EC3A 8EX, U.K. | 金融商品に係わ る投資運用業務 及び投資助言業 務 | 1990年 9月5日 | 万英ポンド 400 | % 100.0 |
| 富国生命 インターナショナル(米国) 株式会社 | Times Square Tower, 7 Times Square, 35th Floor, New York, NY 10036 U.S.A. | 金融商品に係わ る投資運用業務 及び投資助言業 務 | 2002年 3月1日 | 万米ドル 400 | % 100.0 |
| 富国生命インベストメン ト(シンガポール) 株式会社 | 80 Robinson Road #16-04 Singapore 068898 | 投資助言業務、 アジアにおける 金融経済情勢及 び生命保険市場 に関する調査業 務 | 2014年 4月1日 | 万シンガポールドル 200 | % 100.0 |

(注)

1. 所在地は本社所在地を記載しておりますが、フコク情報システム㈱の()内は主たる事務所の所在地です。
2. 当社の子会社であった富国生命スタッフサービス㈱の全株式を、2019年2月28日付で譲渡しました。
これにともない、富国生命スタッフサービス㈱は当社の子会社に該当しなくなりました。

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

| 事業譲渡等の日付 | 事業譲渡等の状況 |
|------------|---|
| 2019年2月28日 | 富国生命スタッフサービス株式会社の全株式を株式会社エイ ジェックに譲渡。 |

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度末現在)

| 氏 名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|-------|--|--|-------------------------|
| 秋山 智史 | 取締役会長 | 株式会社東京ドーム 取締役 富士急行株式会社 取締役 | |
| 米山 好映 | 代表取締役社長 社長執行役員 人材開発本部長 人材開発本部 担当 | 日本信号株式会社 取締役 | |
| 古屋 勝正 | 取締役 副社長執行役員 中期経営計画 担当 市場開発部・総合営業推進部 担当 | | 2019年3月31日 副社長執行役員退任 |
| 藤原 利秀 | 取締役 専務執行役員 営業企画部・業務部・営業管理部・ 年金コンサルティング部 担当 | | |
| 櫻井 祐記 | 取締役 常務執行役員 中期経営計画 副担当 総合企画室・コンプライアンス統括部・ リスク管理統括部・財務審査室・有価証 券管理室 担当 | 株式会社オリエントコーポレーション 監査役 | |
| 林 俊勝 | 取締役 常務執行役員 秘書室・総務部・人事部・経理部・主計 部・関連事業部 担当 | | |
| 一色 浩三 | 取締役 (社外役員) | 株式会社メディカルシステムネットワーク 取締役 昭和電工株式会社 取締役 | |
| 吉村 博人 | 取締役 (社外役員) | 株式会社LIXILグループ 取締役 | |
| 北村 康幸 | 取締役 執行役員 監査部・支払監査室 担当 | | |
| 渡部 毅彦 | 取締役 執行役員 財務企画部長 有価証券部・財務投資部・特別勘定運用 室・財務企画部・不動産部 担当 | | |
| 黒田 啓一 | 取締役 執行役員 お客さまサービス本部長 法人サービス部・お客さまサービス部・ 契約医務部・保険金部・契約管理部・契 約サービス部・事務企画部 担当 | | |
| 根津 嘉澄 | 監査役 (社外役員) | 東武鉄道株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 株式会社松屋 取締役 | |
| 指田 禎一 | 監査役 (社外役員) | | |
| 高橋 恭平 | 監査役 (社外役員) | 昭和電工株式会社 相談役 丸紅株式会社 取締役 | |
| 吉澤 啓 | 監査役 (常勤) | | |
| 中尾 真司 | 監査役 (常勤) | | |

当該事業年度中に退任した会社役員は次のとおりです。

| 氏 名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|------|--------|-------|--------------------|
| 秋川 貞 | 取締役 | | 2018年7月3日 取締役退任 |

2019年3月31日時点の取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりです。

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|-------|--|-------|-----|
| 鈴木 修 | 執行役員 人材開発本部 副本部長 人材開発本部 担当 | | |
| 鳥居 直之 | 執行役員 総合企画室長 総合企画室 担当 | | |
| 市川 親司 | 執行役員 総合営業推進部長 総合営業推進部 担当 | | |
| 大森 丈史 | 執行役員 業務部長 業務部 担当 | | |
| 有田 親央 | 執行役員 市場開発部長 市場開発部 担当 | | |
| 山田 一郎 | 執行役員 有価証券部長 有価証券部 担当 | | |
| 近藤 健 | 執行役員 人事部長 人事部 担当 | | |
| 砂本 直樹 | 執行役員 保険計理人兼リスク管理統括部長 リスク管理統括部 担当 | | |

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| 区分 | 支給人数 | 報酬等 |
|-----|------|-----|
| 取締役 | 12名 | 345 |
| 監査役 | 5名 | 88 |
| 計 | 17名 | 432 |

- (注) 1. 報酬額は百万円未満を四捨五入して記載しております。
 2. 使用人兼務取締役に対する使用人としての報酬は16百万円であります。
 3. 支給人数及び報酬等の額には、2018年7月3日に退任した取締役1名及び当該取締役に対する報酬が含まれております。
 4. 取締役の報酬限度額は総代会決議（2007年7月3日開催）により、年額5億円以内と定められております。
 （報酬限度額には使用人分の給与及び賞与は含みません。）
 5. 監査役の報酬限度額は総代会決議（2007年7月3日開催）により、年額1億円以内と定められております。

(3) 責任限定契約

| 氏名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|-------|--|
| 一色 浩三 | 当社は、保険業法第 53 条の 36 が準用する会社法第 427 条第 1 項の規定により、当該役員との間に、任務懈怠により会社に損害を与えた場合は、会社法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額を限度とした損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。 |
| 吉村 博人 | |
| 根津 嘉澄 | |
| 指田 禎一 | |
| 高橋 恭平 | |

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏名 | 兼職その他の状況 |
|-------|--|
| 一色 浩三 | 同氏は株式会社メディカルシステムネットワークの社外取締役であります。当社と株式会社メディカルシステムネットワークとの間に特別な関係はありません。また、同氏は昭和電工株式会社の社外取締役であります。当社は、昭和電工株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 |
| 吉村 博人 | 同氏は株式会社LIXILグループの社外取締役であります。当社は、株式会社LIXILグループと保険の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 |
| 根津 嘉澄 | 同氏は東武鉄道株式会社の代表取締役社長 社長執行役員であります。当社は、東武鉄道株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。また、同氏は株式会社松屋の社外取締役であります。当社は、株式会社松屋と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。 |
| 指田 禎一 | 該当事項はありません。 |
| 高橋 恭平 | 同氏は丸紅株式会社の社外取締役であります。当社は、丸紅株式会社と融資の取引があるほか、同社の株式、債券を保有しております。 |

(2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会・監査役会への出席状況 | 取締役会・監査役会における発言その他の活動状況 |
|-------|--------|--------------------------|--|
| 一色 浩三 | 11年9ヶ月 | 取締役会 14/14回 | 企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、経営全般に関して必要な質問、意見を述べるなど、会社の意思決定に必要な重要事項の協議を行っております。また、高松支社にて開催されたご契約者懇談会に出席しております。 |
| 吉村 博人 | 1年9ヶ月 | 取締役会 12/14回 | 警察行政機関における専門的な見識や経験を踏まえ、経営全般に関して必要な質問、意見を述べるなど、会社の意思決定に必要な重要事項の協議を行っております。 |
| 根津 嘉澄 | 16年9ヶ月 | 取締役会 11/14回 監査役会 6/8回 | 当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。 |
| 指田 禎一 | 6年9ヶ月 | 取締役会 14/14回 監査役会 8/8回 | 当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。 |
| 高橋 恭平 | 2年9ヶ月 | 取締役会 12/14回 監査役会 8/8回 | 当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。 |

(注) 取締役会・監査役会への出席状況は、当該事業年度について記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

| | 支給人数 | 保険会社からの報酬等 | 保険会社の親会社等からの報酬等 |
|-------|------|------------|-----------------|
| 報酬等合計 | 5名 | 42 | — |

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

- (1) 基金拠出額 10,000 百万円
(2) 当年度末基金拠出者数 2 名
(3) 基金拠出者

| 基金拠出者の氏名又は名称 | 当社への基金拠出状況 | |
|--------------|------------|--------|
| | 基金拠出額 | 基金拠出割合 |
| | 百万円 | % |
| 信金中央金庫 | 5,000 | 50.0 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 5,000 | 50.0 |

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

| 氏名又は名称 | 当該事業年度に係る報酬等 | その他 |
|-------------------------------------|--------------------------|--|
| きさらぎ監査法人 指定社員 安田 雄一 指定社員 佐野 修 | 会計監査人監査に対する 報酬等 72 | <報酬等に同意した理由> 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し審議した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等に同意いたしました。 <非監査業務の内容> 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容は、「特別勘定業務に係る内部統制の保証業務」等であります。 |

(注) 当社及び当社子法人等が、当該会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、111百万円であります。

(2) 責任限定契約

当社は、当該会計監査人との責任限定契約は締結しておりません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ 当社の重要な子法人等のうち、富国生命インターナショナル（英国）株式会社及び富国生命インベストメント（シンガポール）株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、保険業法第53条の14第4項第6号にもとづく、業務の適正を確保するための体制への対応として「内部統制システムの基本方針(以下、基本方針)」を定めております。

基本方針の運用状況については、定められた全ての項目について、毎事業年度、検証を行い、適正に運用されていることを確認しております。また、項目毎の運用状況は以下のとおりで、当該運用状況については取締役会へ報告しております。

<基本方針の運用状況の概要>

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する取組み

- ・ 「コンプライアンスに関する基本方針」のもと、年度毎のコンプライアンス実践計画であるコンプライアンス・プログラムを取締役会の決議により策定し、取締役会から委任を受けた「法令遵守委員会」がコンプライアンスを推進しています。2018年度においては、「法令遵守委員会」を4回開催したほか、役員向け、本社部課長向け及び支社長向けのコンプライアンス研修をはじめとする各種研修を実施しました。また、社内の懲戒処分についての体制整備をすすめました。
- ・ 「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」のもと、反社会的勢力との関係を排除・遮断し不当要求に対しては断固たる姿勢で対応しており、当社及び当社グループ会社において、連携して反社会的勢力の情報交換を行うとともに、データベースを活用した反社会的勢力との取引予防や保険契約の重大事由解除を行うことによる取引解消を行い、関係遮断を推進しています。2018年度は、マネー・ローンダリング等防止に関する対策の再確認を行い、今後必要に応じて追加対策を実施することとしました。また、「利益相反管理のための基本方針」のもと、当社及びこの基本方針で定義された当社グループ会社間での取引について適切な利益相反管理を行っています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取組み

- ・ 法令及び社内規程に従い、取締役会・常勤取締役会等の重要会議に関する議事録を適正に記録・保存し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する取組み

- ・ 「統合的リスク管理に関する基本方針」のもと、取締役会から委任を受けた「リスク管理委員会」が統合的リスク管理を推進し、下部組織として5つの委員会を設置し、当社を取り巻く様々なリスクの管理を行っています。
- ・ 2018年度は、「リスク管理委員会」を6回開催しており、各下部委員会の管理状況を把握するとともに、リスクとソルベンシーの自己評価(ORSA)を行いました。各下

部委員会について、「保険引受リスク管理委員会」は支払指数や基準金利の確認など計10回、「資産運用リスク管理委員会」はVaR(バリュー・アット・リスク)を用いたリスク対応力の評価やリスク・リターン分析など計14回、「事務リスク管理委員会」は事務ミスの発生状況の審議など計4回、「システムリスク管理委員会」はシステム障害の発生状況やサイバーセキュリティの管理状況の審議など計4回、「セキュリティー委員会」は自然災害や不慮の事故等にかかる対応の報告など計4回開催しました。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する取組み

- ・ 経営の意思決定と業務執行を分離することで、取締役の職務の執行の効率化を図るため執行役員制度を導入しています。
- ・ 取締役会は、業務執行の監督を担い原則月1回、2018年度は14回開催しました。また、取締役会の実効性向上を目的として、アンケート形式による実効性評価を行いました。評価結果に基づき、取締役への取締役会の運営及び情報提供についての改善を行いました。
- ・ 常勤取締役会は、会社の重要な業務執行に関する事項を審議することを目的としており、原則として月3回、2018年度は28回開催しました。
- ・ 「事務分掌規程」により各部署の役割を定めているほか、「決裁・決議基準」により権限範囲を明確化させることにより、適切な権限委譲を可能とする体制を構築しています。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制に関する取組み

- ・ 「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」のもと、財務報告に係る内部統制の整備及び運用、評価を行う体制を構築し、財務報告の信頼性の確保に努めています。同方針に基づき、財務報告に係る内部統制の運用状況の評価を行っており、その結果を取締役に報告しております。

6. 当社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する取組み

- ・ 「関連会社の管理に関する基本方針」のもと、子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項を当社へ報告する体制、子会社のコンプライアンス管理体制及びリスク管理体制などを整備し、適正な運用に努めています。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する取組み

- ・ 監査役の職務が実効的に行われるため、監査役は、取締役会、常勤取締役会等の重要会議に出席しています。代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題等について意見交換しているほか、内部監査部門は、監査役に定期的に報

告を行い、監査役と連携しています。また、監査役が必要とする費用等については適切かつ迅速に処理しています。

- ・ 当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が判明した場合には、直ちに監査役へ報告する旨及び当該報告をした役職員が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことについて、社内通知等で周知・徹底を図っております。
- ・ 監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しています。監査役室に所属する職員の評価・異動・懲戒ならびに組織変更にあたっては、監査役の承認を得たうえで行うなど、取締役からの独立性を確保しています。

また、基本方針は適宜見直しを行っており、2019年3月27日開催の取締役会で決議した基本方針は、次のとおりです。

<基本方針全文>

<内部統制システムの基本方針>

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

(1) コンプライアンス重視を醸成する経営を確保するための体制

- ① コンプライアンスを実践するための基本的な事項については「コンプライアンスに関する基本方針」に規定する。さらにそれを具体化するために「コンプライアンスに関する組織・権限規程」を制定する。
- ② コンプライアンスが経営の根幹をなすものであるとの認識のもと、コンプライアンス・リスク管理体制の整備や問題事象の未然予防に向けた取組みを推進する。
- ③ 役職員のコンプライアンス実践の基本となる規範として「富国生命役職員行動規範」を定め、役職員は本行動規範に従って日常業務を遂行する。
- ④ コンプライアンスの推進については、社長を委員長とする「法令遵守委員会」が、取締役会からの委任を受けて行う。本社及び支社においては、コンプライアンス推進の責任者(法令遵守責任者)と実務担当者(法令遵守担当者)が、同委員会の事務局を担当するコンプライアンス統括部の指示のもと、コンプライアンスを実践・推進する。
- ⑤ コンプライアンス面での適切性の検証を行うため、社内にチーフ・コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス・オフィサーを配置する。
- ⑥ 留意事項をまとめたコンプライアンス・マニュアルの作成を毎年行い、役職員に配付することで、コンプライアンスを実践・推進する。
- ⑦ 年度毎のコンプライアンス実践計画としてコンプライアンス・プログラムを取締役会の

決議により策定し実践する。このコンプライアンス・プログラムに基づき役職員向けのコンプライアンス研修を実施する。コンプライアンス・プログラムの実施状況については、定期的に取り締役会へ報告する。

- ⑧ 法令・社内規程に反する行為等の相談窓口を社内外に設置し、「コンプライアンス相談窓口に関する規程」に基づき通報が可能な体制を確保する。
- ⑨ 法令・社内規程に違反した行為を行った職員は、就業規則、賞罰の手続きに関する規程及び法令・社内規程に違反した場合の措置基準に基づき懲戒処分の対象とする。
- ⑩ 内部監査部門は、本社各部門及び支社の監査を通じ、コンプライアンスを実践し業務執行が適正に行われていることを検証する。

(2) 反社会的勢力との関係を排除・遮断し不当要求に断固たる姿勢で対応するための体制

- ① この基本方針及び「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」に基づく「反社会的勢力対応規程」を定める。
- ② 毅然たる組織対応により、当社及び当社グループ会社において、反社会的勢力との取引予防及び取引解消を行い、関係遮断を推進するとともに、不当要求に対しては断固たる姿勢で対応する。
- ③ コンプライアンス統括部において、反社会的勢力への対応に関する統括部署として警察や弁護士等の外部専門機関と連携する。

(3) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る体制

当社の業務がマネー・ローンダリング等に利用されることを防止するため、適切な管理を行う。

(4) お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理を行うための体制

「利益相反管理のための基本方針」及び「利益相反管理規程」を定め、当社及びこの基本方針で定義された当社グループ会社が行う取引によりお客様の利益が不当に害されることを防止するため利益相反のおそれのある取引について適切な利益相反管理を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

総代会・取締役会等の重要な会議の議事録その他取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規程に従い適正に記録・保存され、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

統合的リスク管理のために定めた「統合的リスク管理に関する基本方針」、「リスク管理委員会規程」及び「統合的リスク管理に関する組織権限規程」に基づき取締役会から委任されたリスク管理委員会が統合的リスク管理を行い、持続的成長のための好循環の実現に向

けて、自己資本、リスク、リターンの一体的管理を推進する。また、リスク管理委員会に以下の下部各委員会及び主にストレステストとグループリスク管理に係る専門的な検討を行うリスク管理専門委員会を設置し、所管するリスクの管理の推進を行う。

① 保険引受リスク管理委員会

経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、会社が損失を被るリスクの管理を行う。

② 資産運用リスク管理委員会

市場関連リスク、信用リスク、不動産投資リスク、流動性リスクの管理を行う。

③ 事務リスク管理委員会

役職員が正確な事務を怠ること、または事故・不正等を起こすことにより会社が損失を被るリスクの管理を行う。

④ システムリスク管理委員会

システムの安全性・信頼性に関するリスク、システムの有効性・効率性に関するリスク、システムの遵守性に関するリスクの管理を行う。

また、サイバーセキュリティについては、情報資産の保護やシステムの安定性確保等のため、適切な対策を講じる。

⑤ セキュリティ委員会

自然災害、不慮の事故、企業情報の流出や漏洩等のリスクの管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図るため、執行役員制度を採用する。取締役会は業務執行の監督を行い、執行役員は取締役会で定められた規程に基づき業務執行の責任と業務管理を行うことで、取締役の職務の執行の効率化を図る。

② 常勤取締役によって構成される常勤取締役会を設置し、会社の重要な業務執行に関する事項を審議する。常勤取締役会は原則として毎月3回開催する。

③ 事務分掌規程及び決裁・決議基準に基づき職務が遂行されており、取締役の職務の執行を効率的に行うため適切な権限委譲がなされている。

④ 内部監査部門による監査を通じ、事務分掌規程及び決裁・決議基準に基づき職務が適正に遂行されていることの検証を行う。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制の整備及び運用、評価を行うことにより、財務報告の信頼性の確保を図る。

6. 当社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、その実質子会社(以下「子会社」という)における業務の適正を確保するための体制の整備及び運用に係る支援等を行う。

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の常勤取締役会、また、必要に応じて取締役会は、子会社の事業運営の状況等(取締役等の職務執行状況を含む)の報告を受ける。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理委員会において統合的リスク管理を行う。また、「リスク管理委員会規程」及び「リスク管理専門委員会規程」に基づき、リスク管理委員会を補佐するリスク管理専門委員会を設置し、子会社での損失を被るリスクの管理を行う。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務が効率的に遂行されるため、子会社の取締役会規則、事務分掌規程及び決裁基準等の整備状況等について確認し、必要に応じて整備等に係る支援を行う。
- ② 当社の内部監査部門による子会社の監査を通じ、子会社において取締役会規則、事務分掌規程及び決裁基準等に基づき、職務が適正に遂行されていることの検証を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社においてコンプライアンスが推進されるため、子会社の役職員行動規範の制定・改正及び年度毎のコンプライアンス・プログラムの策定の支援等を行う。
- ② 当社の内部監査部門による子会社の監査を通じ、コンプライアンスを実践し業務執行が適正に行われていることの検証を行う。

7. 監査役職務を補助すべき使用人の配置、当該使用人の取締役からの独立性、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役職務を補助するため監査役室を設け、取締役の指揮命令に服さない専任の職員を配置する。
- ② 監査役職務を補助する職員の人事評価・人事異動・懲戒処分・組織変更等については、監査役の承認を必要とする。

8. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者がこれにより不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社もしくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または法令もしくは定款に違反する重大な事実について、当社及び子会社の役職員から当社監査役への適切な報告が行われるため、必要な規程等を整備する。また、監査役はいつでも必要に応じて、当社または子会社の役職員に対して報告を求めることができることとする。
- ② 前記の報告をした役職員が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するため、必要な規程等を整備する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するため、監査役がその職務の執行のために必要な費用や負担した債務等について、前払いまたは償還、弁済を行うなど適切かつ迅速に処理することとする。

10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会のもとより、その他の重要会議に監査役が出席できることとする。
- ② 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題、監査役職務の執行環境整備の状況等について意見交換する。
- ③ 内部監査部門は、監査役に定期的に報告を行い、監査役と連携する。
- ④ 取締役・執行役員による重要な決裁事項について監査役への報告を行うこととする。

以 上

7. その他

〔経営・相互会社制度運営に関する事項〕

(1) 評議員会

6月、10月、3月に評議員会を開催しました。

(2) ご契約者懇談会

1月から2月にかけて全国62支社でご契約者懇談会を開催し、1,255名のご契約者にご出席いただきました。

(3) 総代候補者選考委員会

7月3日の第96回定時総代会において、総代候補者選考委員に大野 徹也、岡 伸浩、小野寺 千世、川村 融、高橋 洋、土屋 雅之、豊岡 清行、野村 龍介、日沖 肇、武藤 三郎、村上 賢昭の11名が選任されました。11月に第1回総代候補者選考委員会を開催しました。

(4) 社員数・総代数

3月末現在の社員数は、1,736,293名、総代数は117名です。

〔社会貢献活動に関する事項〕

(1) フコク生命 訪問&チャリティコンサート

プロの音楽家による「本物のクラシック音楽の演奏」を特別支援学校や障がい者施設の方々へお届けする「訪問コンサート」と、ご来場の皆さまに地域の福祉にお役立ていただく募金へのご協力をお願いする「チャリティコンサート」を8カ所で開催しました。

(2) 被災地応援活動

東日本大震災の被災地を応援する活動として、被災地の特別支援学校にて「訪問コンサート」を11カ所で開催しました。なお、「チャリティコンサート」でのチャリティ募金の一部を被災地3県と熊本県へ寄付をしました。また、本社ビル内では、被災地3県と熊本県の特産品販売会を開催しました。

(3) 「ハローキティ」の病院訪問活動

当社イメージキャラクターである「ハローキティ」が子ども病院・小児科病棟などを訪問して、入院中の子どもやそのご家族を応援する活動を6カ所で実施しました。

(4) フコク生命(いのち)の森プロジェクト

環境保全活動として、当社が静岡県伊東市に保有する山林における竹害対策を主とした「フコク生命(いのち)の森プロジェクト」を10回開催し、延べ113名の役職員が参加しました。

(5) すまいる・ぎゃらりー

障がいのある子どもたちのアート制作を応援する活動として、内幸町本社ビル地下2階商店街において、13校の特別支援学校生徒の美術作品展を開催しました。

(6) 「振り込め詐欺被害防止アドバイザー」制度の推進

当社は近年社会問題となっている「振り込め詐欺」の被害防止に協力するため、2015年度より各都道府県の警察本部・警察署と連携し、啓発活動に取り組んでおります。具体的には、当社お客さまアドバイザーが「振り込め詐欺被害防止アドバイザー」として、日頃の営業活動の中で注意喚起を行い被害防止に努めております。2018年度も当社お客さまアドバイザーに対して警察本部・警察署より「振り込め詐欺」被害防止に関する研修を実施していただき、振り込め詐欺被害防止活動協力支社は累計で35支社に達しています。

(7) 平成30年7月豪雨義援金

西日本を中心に重大な被害をもたらした「平成30年7月豪雨」の被災地支援として、フコク生命グループで、義援金1,000万円を日本赤十字社へ寄贈しました。

〔商品に関する事項〕

(1) 新商品の発売

10月1日、団体向けの医療保険「メディカルHOPE(新団体医療保険)」

10月29日、主力商品「未来のとびら」に付加する新たな特約「あんしんケアダブル」(介護終身年金特約<認知症加算型>)

〔会社役員に関する事項〕

- (1) 2018年2月26日の取締役会決議により、4月1日付にて代表取締役社長 米山 好映が代表取締役社長 社長執行役員に就任、取締役 古屋 勝正が取締役 副社長執行役員に就任、取締役 藤原 利秀が取締役 専務執行役員に就任、取締役 櫻井 祐記、取締役 林 俊勝の2名が取締役 常務執行役員に就任、取締役 北村 康幸、取締役 渡部 毅彦の2名が取締役 執行役員に就任、鈴木 修、鳥居 直之、市川 親司、大森 丈史、有田 親央、黒田 啓一、山田 一郎、近藤 健、砂本 直樹(新任)の9名が執行役員に就任しました。
- (2) 7月3日の第96回定時総代会において、取締役に秋山 智史、米山 好映、古屋 勝正、藤原 利秀、櫻井 祐記、林 俊勝、一色 浩三、吉村 博人、北村 康幸、渡部 毅彦の10名が再選、新たに黒田 啓一が選任され、それぞれ就任しました。
また、秋川 貞は任期満了にともない取締役を退任しました。
- (3) 7月3日の取締役会決議により、取締役 秋山 智史が取締役会長に就任、取締役 米山 好映が代表取締役社長に就任しました。
- (4) 2019年3月31日、任期満了にともない古屋 勝正が副社長執行役員を退任しました。

報告事項Ⅱ. 2018年度貸借対照表、損益計算書及び基金等変動計算書報告の件

2018年度（2019年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------|-----------|--------------|-----------|
| （資産の部） | | （負債の部） | |
| 現金及び預貯金 | 66,771 | 保険契約準備金 | 5,692,082 |
| 現金 | 172 | 支払準備金 | 20,322 |
| 預貯金 | 66,599 | 責任準備金 | 5,613,583 |
| コーポレートローン | 176,000 | 社員配当準備金 | 58,176 |
| 買入金銭債権 | 299 | 再保 險 借 債 | 55 |
| 金銭の信託 | 23,850 | 社 債 | 191,935 |
| 有価証券 | 5,567,876 | そ の 他 負 債 | 51,377 |
| 国債 | 2,030,510 | 未払法人税等 | 4,422 |
| 地方債 | 102,277 | 未 払 金 | 2,561 |
| 社債 | 670,914 | 未 払 費 用 | 10,802 |
| 株式 | 696,181 | 前 受 収 益 | 381 |
| 外国証券 | 1,953,608 | 預 り 金 | 5,987 |
| その他の証券 | 114,384 | 預 り 保 証 金 | 14,041 |
| 貸付金 | 561,138 | 金融派生商品 | 7,641 |
| 保険約款貸付 | 56,332 | 金融商品等受入担保金 | 1,051 |
| 一般貸付 | 504,806 | 資産除去債務 | 2,892 |
| 有形固定資産 | 216,974 | 仮 受 金 | 1,596 |
| 土地 | 125,180 | 退職給付引当金 | 24,517 |
| 建物 | 84,441 | 価格変動準備金 | 111,279 |
| リース資産 | 1,241 | 繰延税金負債 | 2,429 |
| 建設仮勘定 | 2,933 | 再評価に係る繰延税金負債 | 14,225 |
| その他の有形固定資産 | 3,177 | 負債の部 合計 | 6,087,901 |
| 無形固定資産 | 22,301 | （純資産の部） | |
| ソフトウェア | 20,891 | 基 金 | 10,000 |
| その他の無形固定資産 | 1,410 | 基金償却積立金 | 106,000 |
| 再保 險 貸 付 | 119 | 再 評 価 積 立 金 | 112 |
| そ の 他 資 産 | 51,341 | 剰 余 金 | 133,682 |
| 未 収 金 | 5,558 | 損失填補準備金 | 3,071 |
| 前 払 費 用 | 1,987 | そ の 他 剰 余 金 | 130,611 |
| 未 収 収 益 | 29,898 | 基金償却準備金 | 8,000 |
| 預 託 金 | 2,195 | 社員配当平衡積立金 | 20,000 |
| 金融派生商品 | 4,302 | 価格変動積立金 | 41,000 |
| 仮 払 金 | 3,145 | 不動産圧縮準備金 | 210 |
| リース投資資産 | 666 | 別 途 準 備 金 | 767 |
| そ の 他 の 資 産 | 3,585 | 当期未処分剰余金 | 60,633 |
| 貸倒引当金 | △ 2,096 | 基 金 等 合 計 | 249,794 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 342,748 |
| | | 土地再評価差額金 | 4,132 |
| | | 評価・換算差額等合計 | 346,880 |
| | | 純資産の部 合計 | 596,674 |
| 資産の部 合計 | 6,684,576 | 負債及び純資産の部 合計 | 6,684,576 |

(貸借対照表の注記)

1. (1) 有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
- (3) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出
- (4) 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
 - ・有形固定資産(リース資産を除く)
定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
- (5) 外貨建資産・負債(子会社及び関連会社株式は除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
- (6) 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産手続開始、民事再生手続開始等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、同額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その減額した額は1百万円であります。

- (7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
退職給付債務及び退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------------|---------|
| 退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 |
| 過去勤務費用の処理年数 | 10年 |
- (8) 価格変動準備金は、保険業法第 115 条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (9) 当社が貸手となるファイナンス・リース取引については、リース料受取時に利息及び配当金等収入を計上し、原価をその他運用費用に計上しております。
- (10) ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準第 10 号)に従い、主に、外貨建債券に対する為替変動リスクのヘッジ及び国内株式に対する価格変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、当社の発行する外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理を行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定には、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
- (11) 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (12) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し 5 年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
- (13) 責任準備金は、保険業法第 116 条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
- ①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)
 - ②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
- なお、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定に基づいて以下のとおり追加して積み立てた責任準備金を含んでおります。
 予定利率が 5.00%以上の個人年金保険契約のうち年金支払を開始している契約(妻年金保険買増特約を除く)について予定利率を 1.00%に引き下げて追加して責任準備金を積み立てております。この当年度末における残高は 73,836 百万円であります。
 また、個人年金保険契約、5 年ごと利差配当付終身医療給付保険、新がん特約及び高度先進医療特約のそれぞれ一部の契約についても追加して責任準備金を積み立てております。これらの当年度末における残高は 13,391 百万円であります。
- (14) ソフトウェアに計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間に基づく定額法により行っております。
- (15) 個人保険・個人年金保険及び団体年金保険に設定した小区分(保険種類・資産運用方針等により設定)に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成 12 年 11 月 16 日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

2. 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき、流動性を確保しつつ中長期的な視点から資金を配分しており、具体的には、ALM(資産・負債の総合管理)の観点から、公社債や貸付金等の円金利資産を柱に据え、それを補完し、収益性の向上を図るために、許容されるリスクの範囲内で外国証券や株式、不動産といった資産への分散投資を行っております。また、デリバティブについては、主として現物資産及び負債に係る市場リスクのヘッジを目的に活用しております。

なお、主な金融商品である有価証券、貸付金及びデリバティブ取引は、それぞれ市場リスク及び信用リスクに晒されております。

資産運用リスクの管理にあたっては、取締役会が定めた統合的リスク管理に係る基本 3 規程に則った諸規程を定め、管理体制を整備し運営しております。具体的には、資産運用リスク管理部門が市場リスクや信用リスク等の状況を日次や月次でなど定期的に把握・監視しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。なお、市場リスクと信用リスクに関し VaR を用いてリスク量を算出し、保有資産から生じる可能性のある最大損失額を一定の範囲内に抑えるというコントロール方法を採用しております。一般勘定の主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|---------------------|--------------|-----------|---------|
| 現金及び預貯金 | 65,282 | 65,282 | — |
| 有価証券として取扱わない現金及び預貯金 | 65,282 | 65,282 | — |
| コールローン | 176,000 | 176,000 | — |
| 買入金銭債権 | 299 | 319 | 20 |
| 貸付金として取扱う債権 | 299 | 319 | 20 |
| 金銭の信託 | 22,850 | 22,850 | — |
| 売買目的有価証券 | 22,850 | 22,850 | — |
| 有価証券 | 5,401,721 | 5,714,871 | 313,150 |
| 売買目的有価証券 | 97,110 | 97,110 | — |
| 満期保有目的の債券 | 759,519 | 899,819 | 140,300 |
| 責任準備金対応債券 | 938,273 | 1,111,124 | 172,850 |
| その他有価証券 | 3,606,817 | 3,606,817 | — |
| 貸付金 | 561,138 | 586,555 | 25,416 |
| 保険約款貸付 | 56,332 | 56,331 | △ 0 |
| 一般貸付 | 504,806 | 530,223 | 25,417 |
| 資産計 | 6,227,291 | 6,565,879 | 338,588 |
| 社債(*1) | 191,935 | 198,912 | 6,977 |
| 負債計 | 191,935 | 198,912 | 6,977 |
| 金融派生商品(*2) | △ 3,338 | △ 3,338 | — |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | △ 107 | △ 107 | — |
| ヘッジ会計が適用されているもの | △ 3,230 | △ 3,230 | — |

(*1) 通貨スワップの振当処理を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、社債に含めて記載しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(1) 現金及び預貯金(「金融商品に関する会計基準」(平成 20 年 3 月 10 日 企業会計基準第 10 号)に基づく有価証券として取扱うものを除く)、コールローン
全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって
おります。

- (2) 有価証券(預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)
市場価格のある有価証券は、3月末日の市場価格等によっております。一方、市場価格のない有価証券は、主に情報ベンダー、取引先金融機関から提示された価格等、合理的に算定された価格によっております。
なお、子会社・関連会社株式、非上場株式、組合出資金のうち組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているもの等については、有価証券に含めておりません。当該子会社・関連会社株式の当年度末における貸借対照表価額は64,787百万円、非上場株式の当年度末における貸借対照表価額は5,696百万円、組合出資金等の当年度末における貸借対照表価額は27,318百万円であります。
- (3) 貸付金及び貸付金として取扱う買入金銭債権
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
一般貸付及び貸付金として取扱う買入金銭債権のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割引いた価格によっております。
なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金及び貸付金として取扱う買入金銭債権については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。
- (4) 社債
当社の発行する社債は、市場価格等によっております。
- (5) 金融派生商品
①先物、オプションの取引所取引の時価については、取引所清算値段によっております。
②先渡、オプション、スワップの店頭取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格によっております。
③為替予約取引の時価については、直物為替相場及び先物為替相場によっております。
3. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は172,520百万円、時価は314,115百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。
また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は697百万円であります。
4. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は299,194百万円であります。
5. 貸付金のうち、破綻先債権額は157百万円、延滞債権額は782百万円で、その合計額は940百万円あります。なお、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額はありません。
上記各金額は、1.(6)の取立不能見込額の直接減額により、破綻先債権額は1百万円減少しております。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。
延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。
3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。
6. 有形固定資産の減価償却累計額は167,181百万円あります。
7. 特別勘定の資産の額は71,585百万円あります。
なお、負債の額も同額であります。

8. 子会社等に対する金銭債権の総額は 3,204 百万円、金銭債務の総額は 1,837 百万円であります。
9. 繰延税金資産の総額は 137,650 百万円、繰延税金負債の総額は 135,958 百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 4,121 百万円であります。
繰延税金資産の発生原因別の主な内訳は、保険契約準備金 86,377 百万円、価格変動準備金 31,158 百万円及び退職給付引当金 12,091 百万円であります。
繰延税金負債の発生原因別の主な内訳は、その他有価証券の評価差額 131,712 百万円であります。
当年度における法定実効税率は 28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 1.8%との間の差異の主要な内訳は、社員配当準備金△25.9%であります。
10. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 当期首現在高 | 53,395 百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 38,630 百万円 |
| 当期社員配当金支払額 | 33,862 百万円 |
| 利息による増加等 | 12 百万円 |
| 当期末現在高 | 58,176 百万円 |
11. 子会社等の株式は 64,787 百万円であります。
12. 担保に供されている資産の額は、有価証券 17,839 百万円、預貯金 744 百万円であります。
また、担保付き債務の額は 5,387 百万円であります。
13. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は 2 百万円であり、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は 30 百万円であります。
14. 保険業法施行規則第 30 条第 2 項に規定する金額は 346,992 百万円であります。
15. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は 5,994 百万円であります。
16. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
17. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 8,506 百万円であります。
なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
18. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
- (1)採用している退職給付制度の概要
当社は、内務職員については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。
営業職員については、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。
なお、営業職員の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。
一部の退職一時金制度は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
- (2)確定給付制度
- ①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|--------------|--------------------|
| 期首における退職給付債務 | 86,201 百万円 |
| 勤務費用 | 3,552 百万円 |
| 利息費用 | 516 百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 1,080 百万円 |
| 退職給付の支払額 | <u>△ 4,289 百万円</u> |
| 期末における退職給付債務 | <u>87,060 百万円</u> |

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|--------------------|
| 期首における年金資産 | 52,372 百万円 |
| 期待運用収益 | 972 百万円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 145 百万円 |
| 事業主からの拠出額 | 2,693 百万円 |
| 退職給付の支払額 | <u>△ 1,304 百万円</u> |
| 期末における年金資産 | <u>54,880 百万円</u> |

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---------------|---------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 75,659 百万円 |
| 年金資産 | <u>△ 54,880 百万円</u> |
| | 20,778 百万円 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 11,401 百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | △ 7,833 百万円 |
| 未認識過去勤務費用 | <u>171 百万円</u> |
| 退職給付引当金 | <u>24,517 百万円</u> |

④退職給付に関連する損益

| | |
|-----------------|------------------|
| 勤務費用 | 3,552 百万円 |
| 利息費用 | 516 百万円 |
| 期待運用収益 | △ 972 百万円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 1,759 百万円 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | <u>△ 76 百万円</u> |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | <u>4,779 百万円</u> |

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | |
|----------|----------------|
| 国内株式 | 44.3 % |
| 生命保険一般勘定 | 33.3 % |
| 国内債券 | 9.6 % |
| 外国株式 | 7.7 % |
| 外国債券 | 3.0 % |
| その他 | <u>2.1 %</u> |
| 合計 | <u>100.0 %</u> |

年金資産合計には、営業職員の退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が 37.4%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 割引率 | 0.6 % |
| 長期期待運用収益率 | |
| 確定給付企業年金 | 3.0 % |
| 退職給付信託 | 0.0 % |

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 215 百万円であります。

2018年度 (2018年4月1日から) 損益計算書
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|--|---|---------|
| 経常収益 保険料等収入 再保料収入 資産利 預貯金 有価証券 貸付 売却 その他 | 525,605 525,407 198 183,473 151,190 35 126,834 9,329 14,876 114 3,276 27,729 315 962 9,220 730 4,771 898 2,820 | 718,300 |
| 経常費用 保険金等支払 保年給 解再 責任 支責社 資 支金有 有金為 貸賃そ 事 保税減 減そ | 467,917 104,702 160,900 111,533 63,787 26,754 239 36,434 1,026 35,395 12 48,599 3,864 371 11,610 39 5,875 13,396 88 4,165 9,186 90,655 21,377 5,595 6,220 8,615 945 | 664,984 |
| 経常利益 特別 固 減 損 格 変 動 引 人 人 人 期 | 3 60 142 228 15,481 | 53,315 |
| 特別利益 固定 資産 の 売却 益 等 特別 処分 利益 益 | 3 60 | 63 |
| 特別損失 固定 資産 の 減 損 格 変 動 引 人 人 人 期 | 142 228 15,481 | 15,851 |
| 税法 引 人 人 人 期 | 37,527 11,752 △ 11,059 693 36,834 | |
| 余税額計 余 | | 36,834 |

(損益計算書の注記)

1. 子会社等との取引による収益の総額は 871 百万円、費用の総額は 8,823 百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券 1,424 百万円、株式等 24,393 百万円、外国証券 1,911 百万円であります。
3. 有価証券売却損の主な内訳は、国債等債券 1,582 百万円、株式等 2,563 百万円、外国証券 7,464 百万円であります。
4. 有価証券評価損の主な内訳は、株式等 39 百万円であります。
5. 支払備金繰入額の計算上、足し上げられた出再支払備金戻入額の金額は 8 百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は 1 百万円であります。
6. 売買目的有価証券運用益の主な内訳は、利息及び配当金等収入 4,225 百万円、償還益 3,400 百万円、評価損 4,530 百万円であります。
7. 金銭の信託運用損には、評価益が 0 百万円含まれております。
8. 金融派生商品費用には、評価益が 124 百万円含まれております。

2018年度 (2018年4月1日から) 基金等変動計算書
(2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 基金等 | | | | | | | | | | 評価・換算差額等 | | | | 純資産 合計 | |
|------------------------|--------|-----------------|-------------------|-------------|------------------|-----------|------------------|-----------|--------------------------|------------------|--------------------|-----------|---------|-------|-----------|---------|
| | 基金 | 剰余金 | | | | | | 基金等 合計 | その他 有価証券 評価 差額金 | 土地 再評価 差額金 | 評価・ 換算差額 等合計 | | | | | |
| | | 剰余金 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 基金 償却 準備金 | 社員配当 平衡 積立金 | 価格変動 積立金 | 不動産 圧縮 準備金 | 別途 準備金 | 当期 未処分 剰余金 | | | | | 剰余金 合計 | | | | |
| 当期首残高 | 10,000 | 106,000 | 112 | 2,954 | 6,000 | 20,000 | 41,000 | 255 | 767 | 64,561 | 135,538 | 251,650 | 335,658 | 4,173 | 339,831 | 591,482 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 社員配当準備金の積立 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 損失填補準備金の積立 | | | | 117 | | | | | | | | | | | | |
| 基金利息の支払 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期純剰余 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基金償却準備金の積立 | | | | | 2,000 | | | | | | | | | | | |
| 不動産圧縮準備金の取崩 | | | | | | | | | | 45 | | | | | | |
| 土地再評価差額金の取崩 | | | | | | | | | | 41 | | | | | | |
| 基金等以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 117 | 2,000 | - | - | △ 45 | - | △ 3,927 | △ 1,855 | △ 1,855 | △ 1,855 | △ 41 | 7,048 | 5,192 |
| 当期末残高 | 10,000 | 106,000 | 112 | 3,071 | 8,000 | 20,000 | 41,000 | 210 | 767 | 60,633 | 133,682 | 249,794 | 342,748 | 4,132 | 346,880 | 596,674 |

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

富国生命保険相互会社
取締役会 御中

きさらぎ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 安 田 雄 一 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 佐 野 修 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、富国生命保険相互会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの2018年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの2018年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他相互会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして保険業法施行規則第23条の8に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び基金等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人きさらぎ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月23日

富国生命保険相互会社 監査役会

| | | |
|---------|-------|---|
| 監査役（常勤） | 吉澤 啓 | Ⓔ |
| 監査役（常勤） | 中尾 真司 | Ⓔ |
| 監査役 | 根津 嘉澄 | Ⓔ |
| 監査役 | 指田 禎一 | Ⓔ |
| 監査役 | 高橋 恭平 | Ⓔ |

（注）監査役根津嘉澄、指田禎一及び高橋恭平は、保険業法第53条の5第3項に定める社外監査役であります。

報告事項 Ⅲ. 相互会社制度運営報告の件

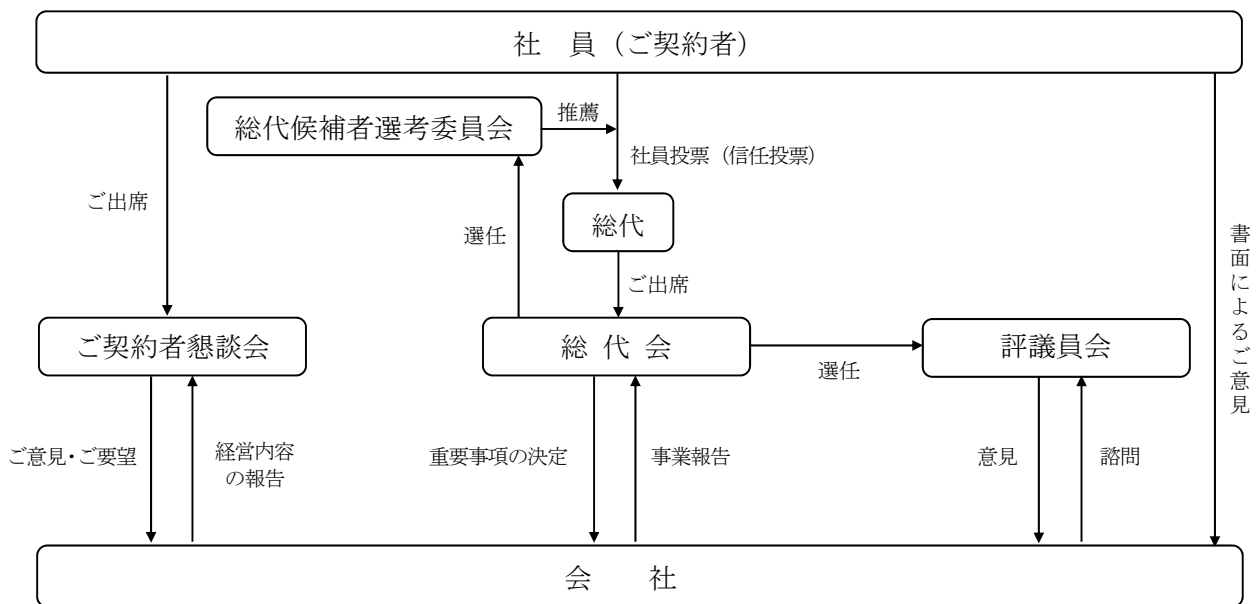
1. 総代会

当社は相互会社であり、ご契約者は原則として社員[※]となります。2019年3月末の社員数は173万6,293名です。

相互会社の最高意思決定機関は、社員総会またはこれに代わるべき総代会です。社員に会社の運営に直接参加していただくためには社員総会を開催しなければなりません。社員数が非常に多く、社員総会の開催は事実上困難なため、社員の中から選出された総代により構成される総代会において、事業活動の報告や剰余金の処分、定款の変更、取締役や監査役の選任などの重要事項を審議・決議しています。

※ 剰余金の分配のない保険契約のみのご契約者は、当社定款の定めにより社員とはなりません。

相互会社の仕組み



2. 総代選出

(1) 総代の定数

当社では定款において総代の定数を120名、任期を4年（重任限度は2期8年）と定めています。当社の社員数は約174万人ですが、総代定数の120名は、幅広い社員のご意思が経営に反映されるよう総代の地域・職業・年齢・性別などの分散をはかるうえで十分であるとともに、事業活動の報告や議案の内容を審議・決議するには適正な人数であると考えています。

なお、総代は都道府県ごとにその社員数に応じて選出しますが、原則として各都道府県から最低でも1名を選出することとしています。

(2) 総代の選出方法

当社では、総代の選出にあたって、総代候補者選考委員会が推薦した総代候補者に対して全社員による社員投票（信任投票）を行い確定する方法を採用しています。

総代候補者選考委員会は、その事務局の事務局長を社外の方から選任することなどにより、総代選出プロセスについて会社からの独立性を確保しています。

総代の選考から確定までの具体的な方法は以下のとおりです。

まず、総代会において総代候補者選考委員が選任されます。定員は12名以内です。この総代候補者選考委員で構成された総代候補者選考委員会は、総代候補者選考基準にもとづき、社員のご意思が反映されるよう幅広い社員層から総代候補者を選考し、会社に推薦します。

次に、会社は、推薦を受けた総代候補者に関する公告を行い、個々の候補者に対して社員が社員投票（信任投票）を行います。各候補者は、総代として選出に同意しないとする投票数が社員投票の権利を有する社員の10分の1に達しない場合、総代として確定します。

当社では、総代の立候補制度は採用しておりませんが、以上の方法により、地域・職業・年齢・性別などの分散がはかられた幅広い層から、社員の代表としてふさわしい総代が選出されると考えています。

なお、2020年の第22期総代改選に向け、第96回定時総代会において総代候補者選考委員11名が選任されました。11月に開催された第1回総代候補者選考委員会において、総代候補者選考基準が承認されました。2019年度には、複数回の総代候補者選考委員会を開催することにより、総代候補者を選考していく予定です。

○第22期総代改選時の総代候補者選考基準は次のとおりです。

総代候補者選考基準

(2018年11月13日第1回総代候補者選考委員会承認)

1. 総代候補者の資格基準
 - 1) 2018年10月末日時点において、当社の社員（有配当保険に加入のご契約者）であること。
 - 2) 他の生命保険会社の総代に就任していないこと。
 - 3) 総代としての重任期間が2期を超えないこと。
 - 4) 当社の現職役員および従業員でないこと。
2. 総代候補者の適格基準
 - 1) 生命保険業および当社経営に対し認識と関心をもち、社員の代表として、ふさわしい見識を有していること。
 - 2) 社員全体の利益の増進を図る観点から、総代会等の場で公正な判断を行うことが可能であること。
 - 3) 総代会等への出席等、総代としての十分な活動が期待できること。
3. 総代候補者の構成基準
総代の社員代表機能と経営チェック機能の両面を重視する観点に立ち、幅広い層からの選定を行う。
 - 1) 社員代表機能の面から、職業・年齢・性別等の要素を考慮した選定を行い、特定の層に偏らないように配慮する。
 - 2) 経営チェック機能の面から、以下の通り多様な視点から事業および経営への提言やチェックを行うことができる人を選定する。
 - ・消費者、生活者の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・経営者の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・専門家の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・地域経済の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - 3) ご契約者懇談会の出席者から一定数の選定を行う。
4. 総代候補者の地域別定数の割当基準
総代候補者の地域別定数は、社員の地域別分布状況等に応じ、原則として次のとおりとする。ただし、選定過程において、下記割当を変更する場合は、総代候補者選考委員会の承認を得るものとする。

| | | |
|-----|-----|-----------|
| 北海道 | 7名 | (現員数 7名) |
| 東北 | 11名 | (現員数 9名) |
| 関東 | 44名 | (現員数 43名) |
| 中部 | 20名 | (現員数 19名) |
| 近畿 | 15名 | (現員数 16名) |
| 中国 | 9名 | (現員数 9名) |
| 四国 | 4名 | (現員数 4名) |
| 九州 | 10名 | (現員数 10名) |

3. 評議員会の開催

当社は、経営の適正を期するための経営諮問機関として、評議員会を設置しています。

評議員会では、当社から諮問を受けた事項及び社員から書面で提出された会社経営に関する事項について審議することとしているほか、経営上の重要事項についてご意見をいただいています。

2018年度の評議員会は、以下のとおり開催され、活発な議論がなされました。

- (1) 第130回評議員会（2018年6月18日開催）
 - ・平成29年度業績状況について
 - ・第96回定時総代会の報告事項と決議事項について
 - ・ご契約者懇談会の実施状況について
 - ・平成29年度資産運用の状況について
- (2) 第131回評議員会（2018年10月15日開催）
 - ・第96回定時総代会におけるご意見・ご質問について
 - ・役員意見交換会について
- (3) 第132回評議員会（2019年3月12日開催）
 - ・第97回定時総代会の日程について
 - ・ご契約者懇談会の実施状況について
 - ・最近の生保業界動向について

4. ご契約者懇談会の開催

当社は、ご契約者の皆さまのご意見を直接お伺いして経営に役立てること、また、生命保険や当社の経営内容などをお伝えして当社への理解を深めていただくことを目的として、ご契約者懇談会を1975年度から全国の支社で開催しています。

2018年度のご契約者懇談会は2019年1月から2月にかけて全国62支社すべてで開催し、総代81名を含む1,255名のご契約者にご出席いただきました。

なお、ご契約者懇談会で寄せられたご意見・ご要望などにつきましては、総代会や評議員会で報告するとともに、積極的に会社経営に反映するよう努めております。

決議事項

総代会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 2018年度剰余金処分案承認の件

当期末処分剰余金 606 億 3,355 万 1,530 円及び不動産圧縮準備金取崩額 145 万 417 円の計 606 億 3,500 万 1,947 円のうち、368 億 7,689 万 8,567 円を当期の剰余金処分額とし、残額の 237 億 5,810 万 3,380 円を次期繰越剰余金とさせていただきたいと存じます。

当期の処分につきましては、社員配当準備金に 346 億 7,139 万 8,567 円を繰り入れ、その他を損失填補準備金、基金利息及び任意積立金に計上させていただきたいと存じます。

任意積立金のうち基金償却準備金 20 億円につきましては、基金の償却に充てるために積み立てるものであります。

2018年度（2018年4月1日から 2019年3月31日まで）剰余金処分案

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|----------------|
| 当 期 未 処 分 剰 余 金 | 60,633,551,530 |
| 任 意 積 立 金 取 崩 額 | 1,450,417 |
| 不 動 産 圧 縮 準 備 金 取 崩 額 | 1,450,417 |
| 計 | 60,635,001,947 |
| 剰 余 金 処 分 額 | 36,876,898,567 |
| 社 員 配 当 準 備 金 | 34,671,398,567 |
| 差 引 純 剰 余 金 | 2,205,500,000 |
| 損 失 填 補 準 備 金 | 105,000,000 |
| 基 金 利 息 | 100,500,000 |
| 任 意 積 立 金 | 2,000,000,000 |
| 基 金 償 却 準 備 金 | 2,000,000,000 |
| 次 期 繰 越 剰 余 金 | 23,758,103,380 |

(注) 差引純剰余金とは、社員配当準備金を差し引いた後の剰余金をいいます。

第2号議案 社員配当準備金分配の件

1. 2018年度末社員配当準備金581億7,682万8,424円と、2018年度剰余金から繰り入れました346億7,139万8,567円との合計額928億4,822万6,991円の中から普通保険約款、特約条項及び契約書に従い社員配当金を分配します。
2. 2019年度の各保険種類の社員配当金は次のとおりです。

(1) 個人保険契約及び個人年金保険契約

下記に掲げる各配当金の合計額をお支払いします。ただし、合計額が負値の場合は0円とします。

① 5年ごと配当付保険契約

[普通配当] a, b, c, dを合算した金額を割り振り、利息を加えた合計額とします。

a. 利差益配当金

責任準備金に表1の配当率を乗じた金額

b. 死差益配当金

危険保険金に表2の配当率を乗じた金額

c. 災害及び疾病関係配当金

入院日額に表3の(1)または(2)の配当率を乗じた金額

過去1年間に入院給付金のお支払いがないことを要件とした医療保険契約に対する配当（健康配当）を含みます。本配当案では、この健康配当の配当率を引上げといたします。

d. 費差益配当金

保険金及び入院日額に表4の配当率を乗じた金額

[特別配当]

e. 毎年の健康特別配当金

契約日が2018年4月1日以前の契約に対して、危険保険金に表5の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。

② 5年ごと利差配当付保険契約

[普通配当]

a. 利差益配当金

責任準備金に表1の配当率を乗じた金額を割り振り、利息を加えた合計額とします。

[特別配当]

b. 5年ごと健康特別配当金

5年ごとの応当日を迎える契約に対して、危険保険金に表6の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。

- c. 5年ごと医療特別配当金（健康配当）
過去5年間に入院給付金のお支払いがないことを要件とした配当であり、5年ごとの応当日を迎える医療保険契約に対し、入院日額に表7の配当率を乗じた金額とします。本配当案ではこの配当率を引上げといたします。
- d. 毎年の健康特別配当金
契約日が2018年4月1日以前の契約に対して、危険保険金に表8の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。
- e. 5年ごと高額加算特別配当金
5年ごとの応当日を迎える、保険金額が3,000万円以上かつ主契約が保険料払込中の契約に対して、保険金に表9の配当率を乗じた金額とします。

③ 利益配当付保険契約

[普通配当]

- a. 利差益配当金
責任準備金に表10の配当率を乗じた金額とします。
- b. 死差益配当金
危険保険金に表11の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。
- c. 災害及び疾病関係配当金
特約保険金及び入院日額に表12の配当率を乗じた金額とします。
- d. 費差益配当金
保険金に表13の配当率を乗じた金額に表14の配当金を加えた額とします。

上記の①、②及び③について、下記の満期契約に対する長期継続特別配当金をお支払いします。

[満期契約に対する長期継続特別配当]

主契約の契約日が1996年4月2日以降の満期を迎える契約に対して、年換算保険料に表15の配当率を乗じた金額とします。

上記の各配当金のほかに、社員配当金特殊支払特則に基づく買増保険金がある場合はその金額をお支払いします。

(2) 団体保険契約

下記のとおりお支払いします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

① 団体定期保険契約及び総合福祉団体定期保険契約

死差益に表16の配当率を乗じた金額とします。

② 団体定期保険年金払特約及び総合福祉団体定期保険年金払特約

責任準備金に表17の配当率を乗じた金額とします。

③ 団体信用生命保険契約及び消費者信用団体生命保険契約

次のa, b, c, d, e, fの合計額とします。

- a. 死差益に表16の配当率を乗じた金額
- b. 団体信用生命保険3大疾病保障特約の死差益に表16の配当率を乗じた金額
- c. 団体信用生命保険がん保障特約の死差益に表16の配当率を乗じた金額
- d. 団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約の死差益に表16の配当率を乗じた金額
- e. 団体信用生命保険身体障害保障特約の死差益に表16の配当率を乗じた金額
- f. 団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則の特則条項に定める3大疾病保障特約・身体障害保障特約・介護保障特約の死差益に表16の配当率を乗じた金額

ただし、a, b, c, d, e, fのいずれかで死差損が生じた場合には、死差益が生じた保険種類の死差益から、死差損が生じた保険種類の死差損を減じた額に、死差益が生じた保険種類の配当率を乗じた額とします。

④ 団体信用就業不能保障保険契約

死差益に表16の配当率を乗じた金額とします。

⑤ 団体終身保険契約

次のa, bの合計額とします。

- a. 経過責任準備金に表17の配当率を乗じた金額
- b. 死差益に表16の配当率を乗じた金額

ただし、bについては個人扱の場合、個人保険契約及び個人年金保険契約の利益配当付保険契約の死差益配当金に準じて算出します。

⑥ 心身障害者扶養者生命保険契約

次のa, bの合計額とします。

- a. 経過責任準備金に表17の配当率を乗じた金額
- b. 死差益に表16の配当率を乗じた金額、死差損の場合は死差損の金額

(3) 団体年金保険契約

下記のとおりお支払いします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

- ① 確定給付企業年金保険契約、厚生年金基金保険(H14)契約、
厚生年金基金保険契約及び国民年金基金保険契約

経過責任準備金に表17の配当率を乗じた金額とします。

- ② 新企業年金保険(H14)契約、新企業年金保険契約、企業年金保険契約
及び拠出型企業年金保険(H14)契約

次のa, bの合計額とします。ただし、それぞれの結果が負値の場合は0円とします。

- a. 経過責任準備金に表17の配当率を乗じた金額
b. 遺族年金特約の死差益に表16の配当率を乗じた金額

- ③ 団体生存保険契約及び新団体生存保険契約

次のa, bの合計額とします。

- a. 経過責任準備金に表17の配当率を乗じた金額
b. 死差益に表16の配当率を乗じた金額、死差損の場合は死差損の金額

- ④ 有期利率保証型確定拠出年金保険契約

0円とします。

(4) 財形保険契約及び財形年金保険契約

[勤労者財産形成貯蓄積立保険契約、財形住宅貯蓄積立保険契約、勤労者財産形成
給付金保険契約、財形年金保険契約及び財形年金積立保険契約]

経過責任準備金に表17の配当率を乗じた金額とします。ただし、結果が負値の場
合は0円とします。

(5) その他の保険契約

[医療保障保険(団体型)契約、新団体医療保険契約及び団体就業不能保障保険
契約]

死差益に表16の配当率を乗じた金額とします。ただし、結果が負値の場合
は0円とします。

表1 利差益配当率

[平準払契約]

| 対象契約 | 配当率 |
|-------------------------|---------------|
| 予定利率1.00%未満（注1） | 1.15%と予定利率との差 |
| 予定利率1.00%以上1.50%未満 | 1.65%と予定利率との差 |
| 予定利率1.50%以上2.00%未満（注1） | 1.90%と予定利率との差 |
| 予定利率2.00%以上 | 1.70%と予定利率との差 |
| 養老保険及び個人年金保険（予定利率1.65%） | 0.05% |
| 養老保険及び個人年金保険（1.15%以下） | 0.00% |

（注1）5年ごと配当付保険契約において、予定利率1.65%以下の学資保険及び予定利率1.65%の収入保障特約＜逡減型＞の配当率は0.00%

[一時払契約]

| 対象契約 | 配当率 |
|--------------------|---------------|
| 予定利率1.00%以下 | 0.00% |
| 予定利率1.00%超 2.00%未満 | 1.40%と予定利率との差 |
| 予定利率2.00%以上（注2） | 1.60%と予定利率との差 |

（注2）予定利率2.90%の一時払契約の配当率は△1.20%

表2 死差益配当率＜例示＞

特約組立型総合保険に付加された終身保険特約、定期保険特約、収入保障特約、収入保障特約＜逡減型＞及び生存給付金付定期保険特約の場合

（危険保険金100万円につき）

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 女 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |

表3 災害及び疾病関係配当率＜例示＞（災害及び疾病部分の配当率の合計）

医療保険（09）及び終身医療保険（09）の場合

(1) 過去1年間に入院給付金の支払いがない契約（入院日額1,000円につき）

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|------|------|------|--------|--------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 185円 | 207円 | 283円 | 495円 | 1,037円 | 2,021円 |
| 女 | 210円 | 338円 | 276円 | 364円 | 669円 | 1,367円 |

上記には健康配当を含む。

(2) 過去1年間に入院給付金の支払いがある契約（入院日額1,000円につき）

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|------|------|------|------|--------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 130円 | 146円 | 200円 | 349円 | 732円 | 1,426円 |
| 女 | 148円 | 238円 | 195円 | 257円 | 472円 | 965円 |

表4 費差益配当率

(保険金100万円につき)

| 保険種類 | 配当率 |
|--|-----|
| 2009年4月2日以降の契約 特約組立型総合保険、 医療保険、終身医療保険、 介護保障定期保険、学資保険、 一時払終身保険（告知不要型） | 0円 |

医療保険及び終身医療保険については入院日額1,000円に対する率。

表5 毎年の健康特別配当率<例示>

契約日が2018年4月1日以前の特約組立型総合保険に付加された終身保険特約、定期保険特約、収入保障特約、収入保障特約<通減型>及び生存給付金付定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|------|------|------|--------|--------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 220円 | 170円 | 300円 | 920円 | 1,940円 | 7,000円 |
| 女 | 50円 | 120円 | 100円 | 210円 | 370円 | 2,050円 |

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 女 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |

表6 5年ごと健康特別配当率<例示>

契約日が2007年4月2日以降の養老保険、終身保険、医療保険、新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|--------|--------|---------|---------|---------|-----------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 76.95円 | 77.90円 | 141.55円 | 355.30円 | 806.55円 | 2,141.30円 |
| 女 | 27.55円 | 46.55円 | 91.20円 | 206.15円 | 361.95円 | 889.20円 |

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 |
| 女 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 |

契約日が1996年10月2日以降 2007年4月1日以前の養老保険、終身保険、
医療保険、新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|--------|--------|--------|---------|---------|-----------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 49.50円 | 36.00円 | 67.50円 | 166.05円 | 449.55円 | 1,102.05円 |
| 女 | 13.95円 | 19.80円 | 45.00円 | 101.25円 | 204.75円 | 524.70円 |

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 |
| 女 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 | 0.00円 |

表7 5年ごと医療特別配当率（健康配当）＜例示＞

契約日が2007年4月2日以降の新医療保険（120日型）及び
終身医療保険（120日型）の場合

(入院日額1,000円につき)

| 性別 | 疾病部分の配当率 | | | | | |
|----|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 54.27円 | 73.26円 | 113.04円 | 207.99円 | 436.14円 | 855.99円 |
| 女 | 77.76円 | 145.62円 | 108.00円 | 159.39円 | 285.21円 | 550.44円 |

災害部分の配当率は年齢によらず入院日額1,000円につき男性は48.33円、
女性は33.12円。

表8 毎年の健康特別配当率＜例示＞

契約日が1996年10月2日以降 2007年4月1日以前の終身保険、医療保険、
新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|------|------|------|--------|--------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 480円 | 110円 | 290円 | 820円 | 3,290円 | 8,590円 |
| 女 | 50円 | 70円 | 100円 | 240円 | 910円 | 4,220円 |

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|-----|-----|------|--------|--------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 290円 | 0円 | 70円 | 130円 | 1,830円 | 3,020円 |
| 女 | 20円 | 0円 | 70円 | 160円 | 880円 | 2,790円 |

契約日が2007年4月2日以降 2018年4月1日以前の終身保険、新医療保険、
収入保障特約及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|-----|------|------|--------|--------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 140円 | 90円 | 150円 | 560円 | 1,130円 | 4,850円 |
| 女 | 20円 | 70円 | 0円 | 0円 | 0円 | 1,160円 |

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 女 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |

表9 5年ごと高額加算特別配当率 (保険金100万円につき)

| 契約日 | 配当率 |
|-------------|------|
| 1999年4月1日以前 | 100円 |
| 1999年4月2日以降 | 0円 |

表10 利差益配当率

| 対象契約 | 配当率 |
|----------------------------|----------------|
| 予定利率1.00%未満 (注1) | 1.15%と予定利率との差 |
| 予定利率1.00%以上1.50%未満 (注1) | 1.65%と予定利率との差 |
| 予定利率1.50%以上2.00%未満 (注2) | 1.90%と予定利率との差 |
| 予定利率2.00%以上3.00%以下 | 1.70%と予定利率との差 |
| 予定利率3.00%超 4.00%以下 | 1.50%と予定利率との差 |
| 予定利率4.00%超 | 1.40%と予定利率との差 |
| 災害死亡給付金付個人年金保険 (積立型) (注3) | 1.55%と予定利率との差 |
| 一時払退職後終身保険及び年金支払特約 | |
| 予定利率1.50%未満 | 0.00% |
| 予定利率1.50%以上2.00%未満 | 1.80%と予定利率との差 |
| 予定利率2.00%以上3.00%以下 | 1.60%と予定利率との差 |
| 予定利率3.00%超 4.00%以下 | 1.40%と予定利率との差 |
| 予定利率4.00%超 | 1.30%と予定利率との差 |
| 災害死亡給付金付個人年金保険 (一時払型) (注4) | 1.40%と予定利率との差 |
| 養老保険 (注5) | (保険期間10年未満の場合) |
| (予定利率2.25%以下の一時払契約) | 0.70%と予定利率との差 |
| 個人年金保険 | (保険期間10年以上の場合) |
| (予定利率2.00%未満の一時払契約) | 1.10%と予定利率との差 |

(注1) 予定利率1.00%以下の年金支払移行特約の配当率は0.00%

(注2) 予定利率1.50%の年金支払移行特約の配当率は0.35%

(注3) 災害死亡給付金付個人年金保険 (積立型) のうち2015年4月1日以降の契約
(予定利率1.15%及び1.35%) 及び2017年4月2日以降の契約 (予定利率0.65%)
の配当率は0.00%

(注4) 災害死亡給付金付個人年金保険 (一時払型) のうち2012年4月2日以降の契約
(予定利率0.90%及び1.20%) の配当率は0.00%

(注5) 養老保険 (予定利率2.25%以下の一時払契約) のうち2012年4月2日以降の契約
(予定利率0.65%及び0.95%) の配当率は0.00%

表11 死差益配当率<例示>

契約日が2007年4月2日以降の転換契約を除く定期保険、生存給付金付定期保険及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約

[配当回数10回目未満] (危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|------|------|------|--------|--------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 240円 | 190円 | 310円 | 850円 | 1,840円 | 6,810円 |
| 女 | 60円 | 130円 | 110円 | 210円 | 370円 | 1,930円 |

(2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| 女 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |

契約日が1996年4月2日以降 2007年4月1日以前の転換契約を除く
終身保険、医療保険、定期保険、生存給付金付定期保険及び定期保険特約の
場合

(1) 更新前の契約

[配当回数10回目以上] (危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|------|------|------|--------|--------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 500円 | 160円 | 380円 | 940円 | 3,320円 | 8,660円 |
| 女 | 80円 | 90円 | 170円 | 360円 | 1,060円 | 3,780円 |

(2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

| 性別 | 配当率 | | | | | |
|----|------|------|------|------|--------|--------|
| | 到達年齢 | | | | | |
| | 20歳 | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 男 | 300円 | 120円 | 90円 | 0円 | 1,170円 | 3,130円 |
| 女 | 30円 | 40円 | 100円 | 260円 | 900円 | 2,880円 |

表12 災害及び疾病関係配当率<例示>

(入院日額1,000円につき)

| 保険種類 | 配当率 |
|------------------------|-----------|
| 災害関係特約 | 50～1,650円 |
| 災害入院特約 | 10～330円 |
| 疾病入院特約 | 30～530円 |
| 成人病特約 (1987年4月2日以降の契約) | 50円 |

災害関係特約については特約保険金100万円に対する率。

表13 費差益配当率<例示> (保険金100万円につき)

| 保険種類 | | 配当率 |
|----------------|-------------|------|
| 1999年4月2日以降の契約 | 養老保険、終身保険 | 250円 |
| | 個人年金保険 | 125円 |
| | 定期保険、定期保険特約 | 100円 |

表14 費差益配当の高額加算配当率<例示>

主契約の保険金額が1,000万円未満の定期付養老保険及び定期付終身保険の場合
(保険金100万円につき)

| 配当回数 | 保険契約ごとの合計保険金額 | 配当率 |
|----------|-----------------------|------|
| 4回目から9回目 | 2,000万円超 3,000万円以下の部分 | 50円 |
| | 3,000万円超 5,000万円以下の部分 | 150円 |
| | 5,000万円超の部分 | 300円 |
| 10回目以上 | 2,000万円超 3,000万円以下の部分 | 300円 |
| | 3,000万円超 5,000万円以下の部分 | 450円 |
| | 5,000万円超の部分 | 600円 |

契約日から5年ごとの応当日を迎える契約で合計保険金額のうち2,000万円を超過する部分については保険金100万円につき300円を加算。

表15 満期契約に対する長期継続特別配当率

| 契約年度 | 配当率 |
|--------|------|
| 2009年度 | 10% |
| 2008年度 | 15% |
| 2007年度 | 20% |
| 2006年度 | 25% |
| 2005年度 | 30% |
| 2004年度 | 35% |
| 2003年度 | 45% |
| 2002年度 | 55% |
| 2001年度 | 65% |
| 2000年度 | 75% |
| 1999年度 | 85% |
| 1998年度 | 95% |
| 1997年度 | 105% |
| 1996年度 | 115% |

上記の契約年度以外の配当率は0%

次の保険種類の年換算保険料に配当率を乗じる。

定期保険、定期保険特約（妻型を含む）、収入保障特約、逡減定期保険特約及び教育資金保障特約。

表16 団体保険、団体年金保険及びその他の保険の死差益配当率

| 保険種類 | | 配当率 |
|--------|---------------------------|-------------|
| 団体保険 | 団体定期保険 | 6%～97% |
| | 総合福祉団体定期保険 | 14.0%～98.7% |
| | 団体信用生命保険 | 10%～97% |
| | 団体信用生命保険3大疾病保障特約 | 7%～85% |
| | 団体信用生命保険がん保障特約 | 7%～85% |
| | 団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約 | 10%～97% |
| | 団体信用生命保険身体障害保障特約 | 10%～97% |
| | 団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則 | 7%～85% |
| | 消費者信用団体生命保険 | 10%～97% |
| | 団体信用就業不能保障保険 | 16%～52% |
| | 団体終身保険 | 25%～95% |
| | 心身障害者扶養者生命保険 | 95% |
| 団体年金保険 | 遺族年金特約 | 50%～95% |
| | 団体生存保険 新団体生存保険 | 95% |
| その他の保険 | 医療保障保険（団体型） | 25%～70% |
| | 新団体医療保険 | 25%～70% |
| | 団体就業不能保障保険 | 10%～30% |

表17 団体保険、団体年金保険、財形保険及び財形年金保険の利差益配当率

| 保険種類 | | 配当率 | |
|--------|--|---|---------------|
| 団体保険 | 予定利率1.50%未満 | 0.00% | |
| | 予定利率1.50%以上2.00%未満 | 1.80%と予定利率との差 | |
| | 予定利率2.00%以上3.00%以下 | 1.60%と予定利率との差 | |
| | 予定利率3.00%超 4.00%以下 | 1.40%と予定利率との差 | |
| | 予定利率4.00%超 | 1.30%と予定利率との差 | |
| 団体年金保険 | 確定給付企業年金保険 新企業年金保険（H14） 厚生年金基金保険（H14） | 1.80%と予定利率との差 | |
| | 新企業年金保険 企業年金保険 厚生年金基金保険 国民年金基金保険 団体生存保険 新団体生存保険 | 1.20%と予定利率との差 | |
| | 拠出型企業年金保険（H14） | 1.50%と予定利率との差 | |
| | 財形保険 財形年金保険 | 勤労者財産形成貯蓄積立保険 財形住宅貯蓄積立保険 勤労者財産形成給付金保険 財形年金保険 財形年金積立保険 | 1.50%と予定利率との差 |

第3号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を、次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の趣旨

- (1) 自己資本の一層の充実を図るため、120億円の基金の再募集を行うことにともない、所要の変更を行うものであります。
- (2) 附則について、既に失効している規定を削除するとともに、経過措置規定を改正年月日付単位で条数を付する表記に変更し、これにともない、所要の変更を行うものであります。

2. 変更案及び変更理由

変更案及び変更理由は、次表「定款変更 新旧対照表」のとおりであります。

定款変更 新旧対照表

(注：_は変更部分)

| 現 行 | 変 更 案 | 変 更 理 由 |
|---|---|--|
| <p>第2章 基金</p> <p>(基金の総額)</p> <p>第6条 当会社の基金の総額 (基金償却積立金の額を含む。)は、<u>1,160</u>億円とする。</p> | <p>第2章 基金</p> <p>(基金の総額)</p> <p>第6条 当会社の基金の総額 (基金償却積立金の額を含む。)は、<u>1,280</u>億円とする。</p> | <p>○120億円の基金の募集を行うことにともない、基金の総額を増額します。</p> |
| <p>第9章 計算</p> <p>(損失填補準備金)</p> <p>第35条 当会社は、損失填補準備金を <u>1,160</u> 億円まで積立てるものとする。</p> | <p>第9章 計算</p> <p>(損失填補準備金)</p> <p>第35条 当会社は、損失填補準備金を <u>1,280</u> 億円まで積立てるものとする。</p> | <p>○基金の総額の増額にともない、損失填補準備金の積立限度額を 1,280 億円に変更します。</p> |

| 現 行 | 変 更 案 | 変 更 理 由 |
|---|--|---|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(平成 23 年 7 月 5 日付改正に 関する経過措置)</p> <p><u>第 1 条 第 1 号の経過措置を 設け、第 2 号に定める時を もって本条の規定を削除す る。</u></p> <p><u>(1) 平成 23 年度の基金の拠出 者について、第 7 条第 1 項 の基金拠出契約に定める期 日は、拠出日から 5 年以内 とする。</u></p> <p><u>(2) 平成 23 年度に募集した基 金の全額が償却された時。</u></p> <p style="text-align: center;">(平成 26 年 7 月 2 日付改正に 関する経過措置)</p> <p><u>第 2 条 第 1 号の経過措置を 設け、第 2 号に定める時を もって本条の規定を削除す る。</u></p> <p><u>(1) 平成 26 年度の基金の拠出 者について、第 7 条第 1 項 の基金拠出契約に定める期 日は、拠出日から 5 年以内 とする。</u></p> <p><u>(2) 平成 26 年度に募集した基 金の全額が償却された時。</u></p> <p style="text-align: center;">(平成 26 年 7 月 2 日付改正に 関する経過措置)</p> <p><u>第 3 条 第 1 号および第 2 号 の経過措置を設け、第 3 号 に定める時をもって本条の 規定を削除する。</u></p> <p><u>(1) 第 6 条に定める基金の総 額のうち、1,060 億円を超え る額については、平成 27 年 3 月 31 日までの当会社の決 定した日を払込期日とする 基金の募集を当社が行な った場合に、その払込期日 に効力が生じるものとす る。</u></p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(平成 26 年 7 月 2 日付改正に 関する経過措置)</p> <p>第 1 条 (同 左)</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> | <p>○既に失効している規定のため削除します。</p> <p>○経過措置規定を改正年月日付単位で条数を付する表記に変更し、それにともない、条数を繰り上げます。</p> <p>○既に失効している規定のため削除します。</p> |

| 現 行 | 変 更 案 | 変 更 理 由 |
|-----|--|--|
| | <p>(2) <u>経済情勢の変化その他やむを得ない事情により、前号に定める払込期日までに払込みのあった基金の額と1,160億円の合計額が1,280億円に満たない場合には、第6条に定める基金の総額および第35条に定める損失填補準備金の積立限度額は、その払込期日から令和元年7月2日以降最初に開催される総代会の開催日までに限り当該合計額に変更されるものとし、当該開催日以降の基金の総額および損失填補準備金の積立限度額は、当該総代会において決定する。</u></p> <p>(3) <u>前号の総代会の終結の時。</u></p> | <p>○基金の募集の結果、基金の総額が1,280億円に満たない額となる場合には、次回の総代会まで基金の総額および損失填補準備金の積立限度額はその額に変更される旨、ならびに次回の総代会で基金の総額および損失填補準備金の積立限度額を変更決定する旨を規定します。</p> |

第4号議案 評議員9名選任の件

今回の定時総代会の終結の時をもって、評議員全員が任期満了となりますので、評議員9名の選任をお願いするものであります。

当社の評議員は、定款第23条にもとづき社員または学識経験者としており、その候補者の選考にあたっては会社経営に幅広い見識をお持ちであること、経営の適正を期するためにおかれた評議員会に出席し積極的に発言をいただけることなどを考慮しております。

評議員候補者は次のとおりであります。

(敬称略・五十音順)

| 氏 名 | 主 たる 職 業 | 備 考 |
|---------|--|-----|
| 泉 谷 直 木 | アサヒグループホールディングス株式会社取締役会長 | 重 任 |
| 井 上 和 幸 | 清水建設株式会社代表取締役社長 | 新 任 |
| 北 村 雅 良 | 電源開発株式会社代表取締役会長 | 新 任 |
| 小 林 哲 也 | 株式会社帝国ホテル代表取締役会長 | 重 任 |
| 西 成 活 裕 | 東京大学先端科学技術研究センター教授 | 重 任 |
| 久 塚 智 明 | 株式会社F B Tプランニング代表取締役 高知大学客員教授 | 重 任 |
| 前 野 隆 司 | 慶應義塾大学大学院 システムデザイン・マネジメント研究科委員長・教授 ウェルビーイングリサーチセンター長 | 新 任 |
| 宮 川 努 | 学習院大学教授 | 重 任 |
| 八 代 ひろよ | 弁護士 | 重 任 |

(注) 主たる職業は2019年5月1日現在

第5号議案

取締役10名選任の件

今回の定時総代会の終結の時をもって、現任取締役（11名）は全員が任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">よね やま よし てる 米 山 好 映 (1950年 6月23日)</p> | <p>1974年 4月 当社入社 1998年 4月 総合企画室長 2002年 7月 取締役 総合企画室長委嘱 2005年 7月 常務取締役 2009年 4月 取締役常務執行役員 2010年 7月 代表取締役社長社長執行役員 2011年 3月 代表取締役社長社長執行役員 人材開発本部長委嘱 現在に至る (当社における担当) 人材開発本部 (重要な兼職) 日本信号株式会社 取締役</p> |
| <p>【取締役候補者とした理由】 米山好映氏は、2002年に取締役に就任し、2010年からは代表取締役社長として、当社の経営方針である「お客さま基点での人材育成」、「営業職員体制の強化」、「お客さま純増の実現」、「業務運営の効率化」に取り組んでおります。 同氏がこれらの生命保険業に関する高度な知識と十分な業務経験を有すること及び、企業経営者としての豊富な経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p> | |
| <p style="text-align: center;">ふじ わら とし ひで 藤 原 利 秀 (1952年 1月 6日)</p> | <p>1975年 4月 当社入社 2000年 4月 法人営業部部長 2001年 4月 年金業務部長 2005年 4月 法人業務部長 2005年 7月 取締役 法人業務部長委嘱 2009年 4月 取締役執行役員 法人業務部長委嘱 2009年 7月 執行役員 主計部長委嘱 2010年 7月 取締役執行役員 主計部長委嘱 2011年 4月 取締役執行役員 2014年 4月 取締役常務執行役員 2017年 4月 取締役専務執行役員 2019年 4月 取締役副社長執行役員 現在に至る (当社における担当) 営業企画部、業務部、営業管理部、年金コンサルティング部</p> |
| <p>【取締役候補者とした理由】 藤原利秀氏は、これまで年金業務部門、法人業務部門、主計部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として、当社の経営に参画しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p> | |

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">さくら い ゆう き 櫻井祐記 (1952年 9月11日)</p> | <p>1976年 4月 当社入社 2001年 4月 有価証券部部長 2003年 4月 財務企画部長 2007年 7月 取締役 財務企画部長委嘱 2009年 4月 取締役執行役員 財務企画部長委嘱 2009年 6月 富国生命投資顧問株式会社 代表取締役社長 2014年 4月 当社常務執行役員 2014年 7月 取締役常務執行役員 2016年 4月 取締役常務執行役員 中期経営計画副担当委嘱 2019年 4月 取締役専務執行役員 中期経営計画担当委嘱</p> <p style="text-align: center;">現在に至る (当社における担当) 市場開発部、総合営業推進部 (重要な兼職) 株式会社オリエントコーポレーション 監査役</p> |
| <p>【取締役候補者とした理由】 櫻井祐記氏は、これまで財務企画部門の長、富国生命投資顧問株式会社の代表取締役社長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として、当社の経営に参画しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p> | |
| <p style="text-align: center;">はやし とし かつ 林俊勝 (1958年11月 5日)</p> | <p>1981年 4月 当社入社 2004年 7月 融資部長 2009年 4月 経理部長 2012年 4月 執行役員 総合企画室長委嘱 2012年 7月 取締役執行役員 総合企画室長委嘱 2014年 4月 取締役執行役員 2016年 4月 取締役常務執行役員 2019年 4月 取締役専務執行役員</p> <p style="text-align: center;">現在に至る (当社における担当) 秘書室、総務部、人事部、経理部、主計部、関連事業部</p> |
| <p>【取締役候補者とした理由】 林俊勝氏は、これまで融資部門、経理部門、総合企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として、当社の経営に参画しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p> | |

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">よしむらひろと 吉村博人 (1948年11月6日)</p> | <p>1971年 7月 警察庁入庁 1991年 1月 大阪府警察本部刑事部長 1995年 2月 鹿児島県警察本部長 1997年 1月 警視庁刑事部長 2001年 9月 警察庁刑事局長 2002年 8月 警察庁長官官房長 2004年 8月 警察庁次長 2007年 8月 警察庁長官 2009年 6月 警察庁長官退任 2010年 12月 警察共済組合 理事長 2016年 11月 警察共済組合 理事長退任 2017年 2月 セコム株式会社 上席顧問 現在に至る 2017年 6月 株式会社LIXILグループ 取締役 現在に至る 2017年 7月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職) 株式会社LIXILグループ取締役</p> |
| <p>【取締役候補者とした理由】 吉村博人氏は社外取締役候補者です。 同氏は、長年にわたる警察行政機関での経歴の中で、警察庁長官をはじめ要職を歴任し、現在は株式会社LIXILグループの社外取締役に就任されており、2017年に当社の社外取締役に就任以降、その専門的な知見・経験等を当社の取締役会審議の充実に反映していただいております。 当社の経営の監督や助言を的確、公正かつ効率的に行っていただけるものと期待できることから、引き続き、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。 また、同氏は当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外取締役の「独立性基準」を満たしております。</p> | |
| <p style="text-align: center;">やなぎまさのり 柳正憲 (1950年10月6日)</p> | <p>1974年 4月 日本開発銀行入行 2006年 10月 日本政策投資銀行 理事 2008年 10月 株式会社日本政策投資銀行 取締役常務執行役員 2011年 6月 同社代表取締役副社長 2015年 6月 同社代表取締役社長 2018年 8月 一般財団法人日本経済研究所 理事長 現在に至る 2018年 8月 当社顧問(非常勤) 2019年6月30日退任予定 (重要な兼職) 一般財団法人日本経済研究所 理事長</p> |
| <p>【取締役候補者とした理由】 柳正憲氏は社外取締役候補者です。 同氏は、株式会社日本政策投資銀行の代表取締役社長を務め、現在は一般財団法人日本経済研究所の理事長に就任されております。これまでの企業経営及び金融・経済面に関する豊富な知見・経験等に基づき、当社の経営の監督や助言を的確、公正かつ効率的に行っていただけるものと期待できることから、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。 また、同氏は当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外取締役の「独立性基準」を満たしております。</p> | |

| 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職 |
|---|--|
| <p>きたむらやすゆき 北村康幸 (1958年 4月16日)</p> | <p>1981年 4月 当社入社 2005年 1月 営業企画部長 2007年 4月 総合企画室長 (部長待遇) 2010年 4月 東京支社長 2012年 4月 執行役員 営業企画部長委嘱 2016年 4月 執行役員 2016年 7月 取締役執行役員 現在に至る (当社における担当) コンプライアンス統括部、支払監査室、監査部</p> |
| <p>【取締役候補者とした理由】 北村康幸氏は、これまで支社長、営業企画部門、総合企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として、当社の経営に参画しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p> | |
| <p>わたべたけひこ 渡部毅彦 (1962年 4月29日)</p> | <p>1986年 4月 当社入社 2009年 6月 財務企画部長 2016年 4月 執行役員 財務企画部長委嘱 2016年 7月 取締役執行役員 財務企画部長委嘱 2019年 4月 取締役執行役員 現在に至る (当社における担当) 有価証券部、財務投資部、特別勘定運用室、財務企画部、不動産部</p> |
| <p>【取締役候補者とした理由】 渡部毅彦氏は、これまで財務企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として、当社の経営に参画しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p> | |
| <p>くろたけいいち 黒田啓一 (1959年 3月 3日)</p> | <p>1982年 4月 当社入社 2004年 1月 徳島支社長 2006年 1月 人事部長 2011年 4月 契約管理部長 2012年 4月 富山支社長兼北陸ブロック長 2014年 4月 事務企画部長 2017年 4月 執行役員 事務企画部長委嘱 2018年 4月 執行役員 お客さまサービス本部長委嘱 2018年 7月 取締役執行役員 お客さまサービス本部長委嘱 現在に至る (当社における担当) 法人サービス部、お客さまサービス部、契約医務部、保険金部、契約管理部、契約サービス部、事務企画部</p> |
| <p>【取締役候補者とした理由】 黒田啓一氏は、これまで支社長、人事部門、契約管理部門、事務企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、取締役として、当社の経営に参画しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p> | |

| 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">とり い なお ゆき 鳥 居 直 之 (1956年12月 9日)</p> | <p>1981年 4月 当社入社 2007年 9月 株式会社長 2010年 4月 保険金部長 2014年 4月 執行役員 総合企画室長委嘱 2019年 4月 執行役員 中期経営計画副担当委嘱 現在に至る (当社における担当) 総合企画室、リスク管理統括部、財務審査室、有価証券管理室</p> |
| <p>【取締役候補者とした理由】 鳥居直之氏は、これまで株式部門、保険金部門、総合企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営の管理・監督を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p> | |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
2. 取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2及び「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。
3. 取締役候補者の選出は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める選任基準を踏まえて行っております。

〔取締役選任基準〕

以下の①～⑥の全てに該当すること

- ①健康で人格に優れ、高い倫理観を持つこと。
- ②法令を遵守し、反社会的勢力との関係の事実およびその疑義がないこと。
- ③当社の経営理念を理解し、当社の発展に貢献できること。
- ④以下のいずれかに該当すること。
 - ・生命保険業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。
 - ・金融業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。
 - ・上場会社もしくはそれに相当する会社にて経営の十分な経験を持ち、当社経営の監視ができること。
 - ・法務、税務、会計、IT、企業経営など優れた専門知識を持つこと。
 - ・中長期的な視点から経営に対する助言ができること。
 - ・当社のビジネスモデルに対する助言ができること。
- ⑤取締役会に出席し、上記④に基づく自らの意見を活発に言い、取締役会審議の充実を行うことができること。
- ⑥取締役の相互牽制を行えること。

4. 社外取締役の選出は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める独立性基準を踏まえて行っております。

〔独立性基準〕

以下のいずれにも該当しないこと

- A. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- B. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
- C. 当社から役員報酬以外に1,000万円以上の金銭それに相当するその他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう。）
- D. 選任時から1年前までに当社関連会社の業務執行者

※主要な取引先とは以下の状況をいう。

- ・保険取引において、年間の保険料全体の5%以上を占める。
- ・年間の取引額が事業費の5%以上を占める。
- ・融資額が融資額全体の5%以上を占める。

5. 当社の社外取締役就任からの年数（本総代会終結の時まで）
取締役候補者吉村 博人氏の当社の社外取締役就任期間は、本総代会の終結の時をもって2年間です。
6. 当社は、保険業法第53条の36が準用する会社法第427条第1項の規定により、取締役候補者吉村 博人氏との間で、任務懈怠により当社に損害を与えた場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とした損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であり、取締役候補者柳 正憲氏の選任が承認された場合は、当社は同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 取締役候補者吉村 博人氏は、2019年6月開催予定の株式会社L I X I Lグループの定時株主総会日付で同社の社外取締役を退任する予定であります。
8. 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職については、2019年5月1日現在のものです。

第6号議案 監査役1名選任の件

今回の定時総代会の終結の時をもって、監査役中尾 真司氏の任期が満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職 |
|---|---|
| なか お しん じ 中 尾 真 司 (1958年 2月13日) | 1980年 4月 当社入社 2002年 10月 京都支社長 2009年 2月 業務部部长 2011年 4月 業務部部长 2012年 4月 お客さまサービス部長 2014年 4月 執行役員 お客さまサービス部長委嘱 2017年 4月 執行役員 2017年 7月 監査役(常勤) 現在に至る |
| <p>【監査役候補者とした理由】 中尾真司氏は、これまで支社長、個人営業部門、顧客サービス部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。 また、現在、監査役として、当社の監査業務を適切に遂行しております。 同氏のこれまでの経験、実績及び知見を勘案すると、当社の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の監査役として適任であると判断いたしました。</p> | |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
2. 監査役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2及び「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。
3. 監査役候補者の選出は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める選任基準を踏まえて行っております。

〔監査役選任基準〕

以下の①～⑤の全てに該当すること

- ①健康で人格に優れ、高い倫理観を持つこと。
- ②法令を遵守し、反社会的勢力との関係の事実およびその疑義がないこと。
- ③当社の経営理念を理解し、当社の発展に貢献できること。
- ④以下のいずれかに該当すること。
 - ・生命保険業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。
 - ・金融業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。
 - ・上場会社もしくはそれに相当する会社にて経営の十分な経験を持つこと。
 - ・法務、税務、会計、IT、企業経営など優れた専門知識を持つこと。
- ⑤中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること。

4. 略歴、地位及び重要な兼職については、2019年5月1日現在のものです。